

第1回 アイヌ施策推進検討会

日 時：令和6年6月26日（水）午後6時から

場 所：旭川市民生活館 2階講堂

次 第

- 1 開会
- 2 検討会の運営方法について
- 3 参加者挨拶
- 4 アイヌ政策推進交付金について
関連資料：別紙1， 2
- 5 上川アイヌの歴史とこれまでの施策の進捗状況について
関係資料：別紙3， 4， 5
- 6 令和7年度以降の取組に関する意見交換
- 7 今後のスケジュールについて
関係資料：別紙6
- 8 その他
- 9 閉会

旭川市アイヌ施策推進検討会 運営要綱

(趣旨)

第1条 令和元年9月6日付けで閣議決定された「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本方針」に基づき、旭川市における内閣府のアイヌ政策推進交付金を活用した令和7年度以降の事業を実施するに当たり、旭川市アイヌ施策推進検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(職務)

第2条 検討会は、旭川市アイヌ施策推進地域計画（以下「地域計画」という。）の策定並びに計画記載事項の実施状況の管理及び地域計画の修正について意見集約を行う。

(参加者)

第3条 検討会の参加者は、次に掲げる者のうちから、旭川市教育委員会が参加を依頼した者とする。

- (1) アイヌ文化に関する学識経験を有する者
- (2) アイヌ文化振興に資する取組を行う団体の構成員
- (3) 主にアイヌ民族で構成される団体の構成員
- (4) その他教育委員会が必要と認めた者

(検討会への立ち会い)

第4条 次に掲げる者は、必要に応じて検討会に立ち会いできるものとする。

- (1) 旭川市地域振興部地域振興課長
- (2) 旭川市地域振興部都市計画課長
- (3) 旭川市福祉保険部福祉保険課長
- (4) 旭川市観光スポーツ部観光課長
- (5) 旭川市博物館長
- (6) その他教育委員会が必要と認めた者

(会議の進行)

第5条 会議の進行は、旭川市教育委員会社会教育部文化振興課が行う。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、旭川市教育委員会社会教育部文化振興課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、文化振興課長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月4日から施行する。

旭川市アイヌ施策推進検討会 参加者一覧

※敬称略

氏 名	職業・役職
おおの 大野 剛志	旭川市立大学 保健福祉学部 コミュニティ福祉学科 教授
かわむら 川村 久恵	旭川アイヌ協議会 会長
つぼさか 坪坂 ルミエ	公益社団法人北海道アイヌ協会 旭川アイヌ協会 会計
ほんま 本間 よし ゆき 愛之	旭川龍谷高校 郷土部顧問
もりた 森田 すなお 直	一般社団法人大雪カムイミンタラDMO 事務局長
やそ 矢三 ひさし 尚	旭川市生活館運営審議会 委員

アイヌ政策推進交付金とは

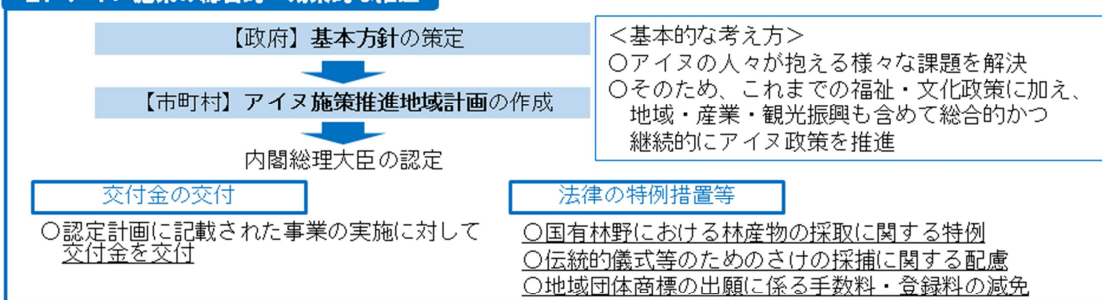
**アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律
(アイヌ施策推進法)**

国会提出日：平31.2.15 成立日：平31.4.19 施行日：令元.5.24

1. 総則

- 目的 ▶ アイヌの人々が民族として誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現
※「先住民族であるアイヌの人々」と記載し、先住民族としての認識を示す
- 基本理念 ▶ アイヌの人々の民族としての誇り、自発的意思の尊重 等

2. アイヌ施策の総合的・効果的な推進



3. 民族共生象徴空間の管理に関する措置

- ▶ 民族共生象徴空間の管理の委託、入場料等の徴収に関する措置 等



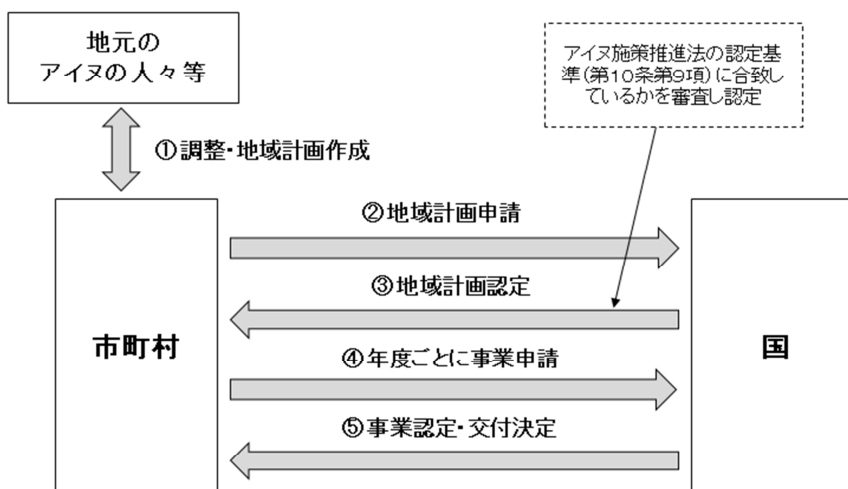
4. 推進体制の構築

- ▶ アイヌ政策推進本部（本部長：内閣官房長官、本部員：関係大臣）の設置 等



アイヌ政策推進交付金について

- アイヌ政策推進交付金は文化振興や福祉施策に加え、地域振興、産業振興、観光振興を含めた市町村の取組を支援する制度（交付率 8/10、市町村の負担部分については地方財政措置あり）
- 市町村が計画を国に申請し、国が認定、認定を受けた計画に基づく事業に対して交付金を交付



■アイヌ政策交付金の交付対象となる事業

アイヌ施策推進法の目的・理念に沿った取組であり、具体的には次のとおり、文化振興事業、地域・産業振興事業及びコミュニティ活動支援事業のいずれかに該当するものが対象となる。

1 文化振興事業

「アイヌ文化の保存または継承に資する事業」及び「アイヌの伝統等に関する理解の促進に関する事業」であり、地域における創意工夫をいかしつつ、アイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等の普及啓発のために必要となる次の（１）～（３）の事業が該当する。

（１）伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生支援

ア 空間活用事業

コタンを再現し、形成した空間の維持管理等に要する経費。

イ 自然素材育成事業

アイヌ文化の伝承に必要な自然素材の栽培・育成等に要する経費。

ウ アイヌの歴史調査及び周辺環境整備事業

遺跡発掘調査前の事前調査や、発掘調査後の遺跡外における周辺環境整備に要する経費。

※対象となる遺跡

市の区域内でアイヌに関連する遺跡として蓋然性が高いもの

（２）アイヌ文化の体験交流

児童と父母、教師等を主な対象としたアイヌ文化体験（海外の先住民族との交流を含む。）に要する経費。

（３）その他文化振興のための事業

2 地域・産業振興事業

「観光の振興その他の産業の振興に資する事業」及び「地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業」であって、地域における創意工夫をいかしつつ、アイヌ文化による地域振興・産業振興のために必要となる次の（１）～（５）の事業が該当する。

（１）アイヌ文化関連の観光プロモーションの実施

アイヌゆかりの地などを巡る観光ルート開発（アイヌの人々との交流機会を含むもの）、アイヌ文化等を紹介するシアター・多目的ホール等の機能強化に寄与する継続的に使用可能な資機材の導入、アイヌに関する文化財の展示を行っている

博物館，郷土資料館等における市が主催・共催するアイヌ企画展の開催，施設内の案内板や音声ガイド等の多言語化（アイヌ語を含むことが望ましい）など，アイヌ文化関連の観光プロモーションに要する経費。

(2) アイヌの観光振興，コミュニティ活動支援のためのバス運営

アイヌゆかりの地や生活館（地域住民交流の場）を拠点にアイヌ文様等による装飾を施したバスを運営することに要する経費。

※原則として1日当たり3回以上であり，1回当たり5人以上を輸送すること

※バス内でのアイヌ語による車内放送など，アイヌ文化等の振興・普及啓発に努めること

(3) アイヌ文化のブランド化推進

アイヌ文化に関連した新たなブランド（商品）の開発（知的財産の保護を含む。），販路開拓のプロモーション，工房等の機能強化に寄与する継続的に使用可能な資機材の導入等に要する経費。

※アイヌの伝統を踏まえつつ市場ニーズを考慮すること

(4) 木工芸品等の材料供給システムの整備

原木等の自然素材の伐採・採取及び保全・再生等の活動に要する経費。

※原料の調達先の維持管理や新たな調達先の確保による継続的な供給体制の構築に寄与するものであること

(5) その他地域・産業振興のための事業

3 コミュニティ活動支援事業

「地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業」であって，地域における創意工夫をいかしつつ，アイヌの高齢者によるコミュニティ活動等を支援する次の(1)～(4)の事業が該当する。

(1) アイヌの人々と地域住民との交流の場の整備

老朽化した生活館の耐震改修等及び多機能型交流施設化に要する経費。

※アイヌの人々の利用が見込まれること

(2) アイヌ高齢者のコミュニティ活動への支援

アイヌ高齢者によるコミュニティ活動（海外の先住民族との交流を含む。）に要する経費（当該活動を支援する者に係る経費を含む。）。

※原則として生活館で実施すること

(3) アイヌ文化等を担う人材育成のための子どもの学習支援

市内の小中学生等を対象としたアイヌ文化等を担う人材育成のための学習支援のためのサテライト授業等（海外の先住民族との交流を含む。）に要する経費。

※原則として生活館で実施すること

※概ね10名以上の子どもの利用が見込めること

※アイヌの子どもの利用が見込めること

(4) その他コミュニティ活動を支援するための事業

旭川市アイヌ施策推進地域計画

- 1 アイヌ施策推進地域計画の名称
旭川市アイヌ施策推進地域計画
- 2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称
北海道旭川市
- 3 アイヌ施策推進地域計画の目標
 - (1) 地域におけるアイヌ文化の現状及び課題

ア 歴史

神居古潭より上流の石狩川流域に居住していたことから、ペニ・ウン・クル（川上に・居る・人）と呼ばれていたいわゆる上川アイヌの人たちは、南北30キロ、東西20キロ、面積440平方キロにわたる北海道最大の上川盆地を中心とした地域を生活の拠点としていたと言われている。

上川アイヌの人々は、石狩川とその支流である牛朱別川、忠別川、美瑛川の各支流筋にコタンを形成し、その恵まれた環境の中で採集・狩猟・漁労を生業とするとともに、広域にわたる交易を行っていた。

明治期になると、開拓政策の中で同化政策が推し進められ、上川アイヌの集住という方針に基づくアイヌ保護政策の一つとして、石狩川の右岸の近文地区に、アイヌの人々の生活の中心となる「近文コタン」が形成されることになる。近文コタンは、都市の中に立地するコタンとして、アイヌの人々がそれまで経験したことのない急激な日本文化との接触に直面しながらも、道北地方で唯一アイヌ文化を伝える人々の住む地として現在に至っている。

東蝦夷地と西蝦夷地のうち、上川アイヌは西蝦夷地域に属する。この東西の区分はアイヌの人々の移住や拡散、混住などを大きく規制し、現在につながるアイヌの文化の違いともなっている。現在、アイヌの人々の集団が多数存在し、文化や言語が比較的残され、アイヌ文化として一般に知られているのは東蝦夷地のもので、西蝦夷地は歴史的に和人の圧迫が激しく、西蝦夷地のアイヌ文化、方言のほとんどは失われてしまい、唯一、旭川地域において言語をはじめとする西蝦夷地のアイヌ文化が残されているとも言える。

イ 地域の課題、課題解決に向けた方策

旭川のアイヌの人々は、幾多の苦難に直面しながらも、自然を尊び、誇りを持ち、自立自尊の精神で伝統文化を幾代にもわたり伝承してきた。しかし、一方では、伝承者の高齢化が進む中、後継者が少なく、また市民への理解も十分に図られているとは言えない状況にある。

こうした現状を踏まえ、アイヌ文化を歴史的遺産にとどめることなく、若い伝承者が育成され、アイヌ文化が多くの人々から理解され親しまれ、将来に向かって発展していく環境を整える必要がある。

本市においては、次のような基本方針に基づき課題解決に向けた施策を推進していく。

基本方針	施策の方向
アイヌ文化の理解の促進	アイヌ文化に親しみ、学びを深める環境づくり
	アイヌ文化を体験し、普及につながる環境づくり

アイヌ文化の保存と伝承	保存・伝承活動の拠点となる施設の充実
	伝承者の生活の安定による持続的発展

アイヌ文化を生かした産業や観光の振興	魅力の活用と内外への情報発信
	まちの賑わいと国内外との多様な交流の創出

※アイヌ関連団体

- ・旭川アイヌ協議会（設立：昭和47年11月，代表者：川村久恵，会員数：46名）
- ・旭川アイヌ協会（設立：昭和49年11月，代表者：中井百合子，会員数：10名）
- ・旭川チカップニアイヌ民族文化保存会（設立：昭和58年4月，代表者：川村久恵，会員数：50名）

※アイヌ文化等関連施設

<p>川村カ子トアイヌ記念館</p> <p>所在：旭川市北門町11丁目</p> <p>現況：上川アイヌを代表する川村家が大正5年に私費で設立。アツトゥシ，エムシ，マキリ，チプなど約500点の生活用具のほか，鉄道測量技師として国内外で活躍した川村カ子ト氏の遺品を展示。令和5年に新館を建設しリニューアルオープン。</p>
<p>旭川市博物館</p> <p>所在：旭川市神楽3条7丁目</p> <p>現況：平成20年常設展示室の一部をアイヌの歴史・文化のメイン展示にリニューアル。大陸や本州と活発に交易を繰り返してきたアイヌの歴史と，文化の伝承と創造に取り組む今日の姿を紹介。</p>
<p>旭川市博物館分館 アイヌ文化の森・伝承のコタン</p> <p>所在：上川郡鷹栖町字近文9線西4号</p> <p>現況：昭和47年開館。上川アイヌの人々が「チノミシリ（我ら・祀る・山）」とする嵐山の公園内に，チセ（家）3棟，プー（貯蔵庫），ヌササン（祭壇）などを復元。また，嵐山公園センターにはアイヌと植物について展示するアイヌ文化資料館を併設。</p>
<p>旭川市立北門中学校 郷土資料室</p> <p>所在：旭川市錦町15丁目</p> <p>現況：昭和63年開館。アイヌの生活用具を中心に展示。北門中学校敷地付近は知里幸恵が13年間を過ごした地であり，平成19年には「知里幸恵資料室」を整備。また中学校の前庭には平成2年に「知里幸恵文学碑」を建立。</p>
<p>旭川市民生活館</p> <p>所在：旭川市緑町15丁目</p> <p>現況：平成元年開館。アイヌの生活用具を展示するほか，アイヌ文化に関する事業を実施し，アイヌと地域住民の交流を図っている。</p>
<p>旭川市近文生活館</p> <p>所在：旭川市錦町14丁目</p> <p>現況：昭和39年開館。平成31年に移転。アイヌ文化の普及，伝承活動等を促進するためアイヌ関連団体専用の作業室を設置。</p>
<p>アイヌ文化情報コーナー「ル・シロシ」</p> <p>所在：旭川市宮下通8丁目3番1号 JR旭川駅構内（東側通路）</p>

現況：平成24年開館。①民族衣装・生活用具展示，②ミニジオラマ展示，③パネル展示，
④アイヌ文化紹介映像コーナー，⑤各種リーフレット配布コーナー

(2) アイヌ施策推進地域計画の目標

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」の理念に基づきまちづくり

- ・アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される地域社会の実現
- ・「アイヌ文化を生かすまちづくり」の展開による，魅力と活力ある地域社会の形成

(3) 数値目標

	アイヌ文化の保存又は継承に資する事業	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業	地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業
重要業績評価指標 (KPI)	博物館入館者数	博物館におけるアイヌ文化関連事業の参加者数及び生活館におけるアイヌ文化関連講習会の受講者数 (延べ)	観光入込客数	市民生活館利用者数
令和2年度 (基準年度)	29,120人/年間	5,720人/年間 (博物館) 1,020人/年間 (生活館)	600万人/年間	26,070人/年間
令和3年度	29,410人	5,770人 (博) 1,040人 (生)	600万人	26,840人
令和4年度 (中間目標)	29,710人	5,830人 (博) 1,060人 (生)	600万人	27,630人
令和5年度	30,000人	5,910人 (博) 1,080人 (生)	600万人	28,440人
令和6年度 (最終目標)	30,300人	6,200人 (博) 1,100人 (生)	600万人	29,280人

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

(1) 「アイヌ文化の森・伝承のコタン」の管理運営……博物館分館である「アイヌ文化の森・伝承のコタン」の屋外展示物であるチセ3棟や，嵐山公園センター内のアイヌに関する展示資料の保存・管理を行う。

(2) チセの保存活用……チセ3棟 (附属建物を含む) の定期補修 (毎年)，大規模改修 (5年に1回)，建替 (15年に1回) を計画的に行い，補修体験を通じて技術の伝承を推進する。チセを活用したアイヌ文化体験ワークショップを実施する。

- (3) 博物館収蔵アイヌ資料の整備推進……アイヌ語音声資料のデジタル化に向けた調査研究など必要な環境整備を行う。収蔵資料等のデジタル化・多言語化のために必要な業務の調査検討を行うとともに、アイヌ民族資料のデータベース化を推進する。
- (4) アイヌ団体による文化伝承活動や自然素材育成活動の促進……旭川アイヌ協議会や旭川アイヌ協会、旭川チカカップニアイヌ民族文化保存会、川村カ子トアイヌ記念館等による、アイヌ文化の保存・伝承を目的とする活動、文化伝承に必要な自然素材を確保しその栽培・育成を図る活動を促進する。

4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

- (1) アイヌ文化関連講座の実施……博物館において、アイヌ語、アイヌ文化など多様な講座を開催する。また生活館と連携したアイヌ文化伝承講座を生涯学習フェアにおいて実施する。
- (2) アイヌ文化関連講習会の実施……生活館において、アイヌ文化に関する講習会やアイヌ民芸品の展示会を開催する。また展示充実のための作品製作（購入）を行う。
- (3) アイヌ民族音楽会の開催……小・中学校において、旭川チカカップニアイヌ民族文化保存会による古式舞踊や民族楽器（ムックル）を披露する音楽会を開催する。
- (4) 体験学習に使用できるアイヌ民族資料の製作……学校等での体験学習に使用できるアイヌ民族資料を製作する。その製作過程を映像に記録して技術伝承や広報活動等に活用する。
- (5) アイヌ学習プログラムの推進……市内小・中学校の児童生徒が博物館やアイヌ記念館を訪問して、アイヌの歴史や文化を学び体験する学習活動を促進する。
- (6) アイヌ自身によるアイヌ文化紹介の小冊子の制作……アイヌ自身の視点に基づいた、アイヌ文化を紹介する情報誌（フリーペーパー）等を制作する。
- (7) 知里幸恵顕彰事業の実施……令和4年の知里幸恵没後100年を記念し、幸恵の業績を称える取組や、北門中学校にある文学碑、資料室、郷土資料室の内容等を広く紹介するための各種事業を実施する。
- (8) アイヌ企画展の開催……博物館等において、アイヌ文化に関する企画展及び関連事業を実施する。

4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

- (1) アイヌ文化情報コーナー「ル・シロシ」の管理運営……JR旭川駅構内で、アイヌ文化を紹介する情報コーナー「ル・シロシ」を運営する。
- (2) アイヌ語地名の普及促進……アイヌ語地名表記推進懇談会委員の意見を参考に、毎年度「アイヌ語地名表示板」を設置する。アイヌ語地名表示板の設置箇所等を訪ねるバスツアーを実施する。アイヌ語地名に関する講演会等を開催する。
- (3) 「アイヌ文化ふれあいまつり」の開催……「食ベマルシェ」の時期に合わせ、市中心部においてアイヌ古式舞踊の披露、アイヌボーカルユニットのミニコンサート、ムックル演奏体験、アイヌ食文化体験、アイヌ伝統工芸展示などを行う。
- (4) 「アイヌ文化に親しむ日」の実施……11月3日の文化の日に合わせて博物館の常設展示室を無料開放し、それと共にミニブースを作ってアイヌ文化体験などを行う。
- (5) 博物館におけるアイヌ文化情報発信……市内のアイヌ文化施設やアイヌ伝説ゆかりの地、アイヌ語地名などを紹介するパンフレットを制作する。インバウンド対応として、パンフレット等は多言語化（英語、韓国語、繁体字、簡体字など）を図る。併せて博物館アイヌ資料のガイドブック（英語版を含む）を作成する。
- (6) 観光受入体制の充実……アイヌ文化関連スポットを外国人観光客等に紹介するための観光モデルコースを開発し、これを基にパンフレット等（多言語対応）を制作する。また観

光モデルコースをベースに観光ガイド育成のための研修会、モニターツアー等を実施する。

- (7) 観光プロモーションにおけるアイヌ文化の発信……アイヌ文様や木彫熊などをモチーフとしたPRグッズを開発する。
- (8) 観光イベントにおけるアイヌ文化の発信……アイヌの聖地である神居古潭で開催される「こたんまつり」と、「旭川冬まつり」の期間において、アイヌ文化関連の観光プロモーション事業を行う。
- (9) アイヌブランド商品の開発……有名デザイナー（高級ブランド）とコラボレーションし、試作品の製作等を推進する。
- (10) アイヌ文化施設の整備……川村カ子トアイヌ記念館のコンテンツ拡充など機能の充実に對し、必要な支援を行う。また常設展示でアイヌ文化・歴史を紹介している旭川市博物館の設備の整備を行う。
- (11) アイヌ記念館の特別開館……観光客増が見込まれる夏期において、アイヌ記念館において夜間開館や外国人向け文化体験プログラムなどのサービスを実施する。
- (12) アイヌ文化ガイドの人材育成……アイヌ文化を解説・説明できる人材を育成するため、アイヌ記念館において働きながら学ぶ職場研修を実施する。
- (13) 市中心部におけるアイヌ文化の発信……駅や中心市街地において、アイヌ文化をモチーフとする、モニュメントの設置、冬期間における街あかりイルミネーションの設置、案内サインへのアイヌ語やアイヌ文様の表記などの取組を行う。
- (14) 上川アイヌ聖地の観光案内整備……上川アイヌの聖地であるチノミシリ（嵐山）にある「アイヌ文化の森・伝承のコタン」について、観光客を分かりやすく誘導するための看板や案内の整備を行う。
- (15) アイヌ音楽イベントの開催……世界的にも注目されているアイヌ音楽の魅力を発信するためのイベントを実施する。
- (16) 以下の事業については、本計画期間内での実施を目標に検討を進める。
 - ①ブランド商品の開発支援……アイヌ関係者が取り組む新たなブランド商品の開発や、その知的財産の保護、販路開拓のための首都圏等でのプロモーション等について、支援のあり方の検討を進める。
 - ②アイヌ文化発信のための映像コンテンツ等の開発……アイヌ文化のPR用動画の作成と駅・空港・公共施設等での上映、国内外で実施する本市観光プロモーションにおける宣伝活動などについて、アイヌ記念館の整備時期等を踏まえ手法の検討を進める。
 - ③公共空間における大規模イベントの実施……様々なイベント開催時におけるアイヌ文化をテーマとする大規模イベントの実施について、検討を進める。
 - ④アイヌ伝説ゆかりの神居古潭周辺環境整備……神居古潭周辺の石狩川河川敷は、落石等の危険があるため現在近づくことが困難であり、アイヌ伝説ゆかりの景観を見ることができない箇所が多くなっている。その環境を改善しアクセスを整備するための手法について検討を進める。

4-4 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

- (1) 生活館の整備……老朽化している市民生活館・近文生活館の設備等の整備を計画的に実施する。
- (2) アイヌ施策推進検討委員会（仮称）の開催……生活館において、アイヌ関連団体と協力者、有識者等で構成するアイヌ施策推進検討委員会（仮称）を定期的に開催し、施策の具体化や検討課題の整理を図る。
- (3) 以下の事業については、本計画期間内での実施を目標に検討を進める。

①サハリンのアイヌ民族資料の紹介……友好都市であるロシアのユジノサハリンスク市にあるアイヌ民族資料を紹介する展覧会等の開催について、検討を進める。

5 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業

事業内容：4-1(2), (3), 4-2(1)～(8)と同じ。

事業期間：令和2年度～令和6年度

事業費：47,528千円(事業スケジュールを添付)

(2) 地域・産業振興事業

事業内容：4-3(2)～(6), (8), (10), (14)～(15)と同じ。

事業期間：令和2年度～令和6年度

事業費：287,220千円(事業スケジュールを添付)

(3) コミュニティ活動支援事業

事業内容：4-4(1)と同じ。

事業期間：令和2年度～令和6年度

事業費：37,290千円(事業スケジュールを添付)

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との整合性(第1号基準)

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載(第2号基準)

■4-1に記載する事業は、伝統的なアイヌ文化を次世代へ確実に継承することによって、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される地域社会の実現を目指すものである。

■4-2に記載する事業は、地域の人々のアイヌ文化に対する理解を促進することによって、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される地域社会の実現を目指すものである。

■4-3に記載する事業は、アイヌ文化を尊重した、観光や産業の振興に寄与する多様な取組を実施することによって、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される地域社会の実現を目指すものである。

■4-4に記載する事業は、アイヌの人々の地域コミュニティ施設の充実を図ることによって、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される地域社会の実現を目指すものである。

(2) 反社会的勢力やその関係者(以下「反社会的勢力等」という。)の関与の可能性(第2号基準)

市の事業として実施するものが大半であり、委託事業及び補助事業についても市の関係部局が適正に選定するところであるので、反社会的勢力等の関与は認められない。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）

■事業の実施主体の特定

事業実施に当たっては、担当部署である社会教育部文化振興課、同部博物館、地域振興部地域振興課、同部都市計画課、福祉保険部福祉保険課、観光スポーツ交流部観光課が、事業内容の妥当性を検証している。

■事業実施スケジュールの明確性

市の予算措置を伴うので、スケジュール等が変更になる可能性はあるが、計画的に取り組むことの妥当性については検証を行っている。

「4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項」において「検討を進める」としている事業について、内容が確定した場合は、必要な計画の修正を行う。

■地域住民の意見聴取

地域のアイヌ団体である旭川アイヌ協議会、旭川アイヌ協会との意見交換により内容を検討し、課題とその解決に向けた方策などについての認識の共有を図り、計画内容について理解を得た。アイヌ文化の保存・伝承活動に協力する市民団体の理解も得ている。令和2年度からは、検討委員会を設置して更に定期的な協議を行っていく。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況に係る評価の手法

3に記載する重要業績評価指標（KPI）である「博物館入館者数」「博物館におけるアイヌ文化関連事業の参加者数及び生活館におけるアイヌ文化関連講習会の受講者数（延べ）」「観光入込客数」「市民生活館利用者数」について、実績値を公表する。

また関係部課長会議やアイヌ施策推進検討委員会（仮称）等により、目標の達成状況等について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。

(2) 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

時期：計画期間内における毎年度3月末時点

内容：数値目標の達成状況について、毎年度7月までに関係部課長会議やアイヌ施策推進検討委員会（仮称）による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

(3) 目標の達成状況に係る評価結果の公表の手法

市の公式ウェブサイトにて公表する。

旭川市アイヌ施策推進地域計画 事業スケジュール

(1) 文化振興事業

4-1 (2) チセの保存活用

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ポンチセ1棟の補修技術伝承 ・チセ保存活用ワークショップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ポロチセ建替準備のための資材の調達, 乾燥, 加工, 解体等 ・チセ体験講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・ポロチセ1棟の建替 ・チセ保存活用ワークショップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ポンチセ1棟の補修技術伝承 ・チセにおける技術伝承講座と文化体験ワークショップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・チセ1棟の補修 ・チセにおける技術伝承講座と文化体験ワークショップ

4-1 (3) 博物館収蔵のアイヌ資料の整備推進

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・アイヌ語音声資料のデジタル化 	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)

4-2 (1) アイヌ文化関連講座(博物館)の実施

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・アイヌ語講座と刺繍講座 ・初心者のためのアイヌ文様刺繍講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・アイヌ語講座と刺繍講座 ・初心者のためのアイヌ文様刺繍講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・アイヌ語講座と刺繍講座 ・アイヌ刺繍体験講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・アイヌ語講座と刺繍講座 ・アイヌ刺繍体験講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・アイヌ語講座と刺繍講座

4-2 (2) アイヌ文化関連講習会(生活館)の実施

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・刺繍講習会と木彫講習会, アイヌ民芸品展示会 ・展示充実のための作品製作と購入 ・親子アイヌ文化体験事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・刺繍講習会と木彫, 料理の講習会, アイヌ民芸品展示会 ・展示充実のための作品製作と購入 ・伝承者育成のための舞踊講習会 	<ul style="list-style-type: none"> ・刺繍講習会と木彫, 料理の講習会, アイヌ民芸品展示会 ・展示充実のための作品製作と購入 ・伝承者育成のための舞踊, イナウ作り講習会 	<ul style="list-style-type: none"> ・刺繍, 木彫, 料理, 子ども向け工作等の講習会, ・展示充実のための作品製作と購入 ・伝承者育成のための舞踊, イナウ, 儀式講習会 	<ul style="list-style-type: none"> ・刺繍講習会と木彫, 料理の講習会, アイヌ民芸品展示会 ・展示充実のための作品製作と購入 ・伝承者育成のための舞踊, イナウ, 儀式講習会

4-2 (3) アイヌ民族音楽会の開催

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
内容	・小学校におけるアイヌ民族音楽会(7校)	・小中学校におけるアイヌ民族音楽会(7校)	・小学校におけるアイヌ民族音楽会(10校)	・小中学校におけるアイヌ民族音楽会(10校)	・小中学校におけるアイヌ民族音楽会(10校)

4-2 (4) 体験学習に使用できるアイヌ民族資料の製作

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
内容	・体験学習に使用するアイヌ民族資料の複製製作	・体験学習に使用するアイヌ民族資料の複製製作	・体験学習に使用するアイヌ民族資料の複製製作	・体験学習に使用するアイヌ民族資料の複製製作	・体験学習に使用するアイヌ民族資料の複製製作

4-2 (5) アイヌ学習プログラムの推進

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
内容	・児童生徒が博物館やアイヌ記念館でアイヌ文化を学習体験するプログラム	・児童生徒が博物館やアイヌ記念館でアイヌ文化を学習体験するプログラム	・児童生徒が博物館やアイヌ記念館でアイヌ文化を学習体験するプログラム	・児童生徒が博物館やアイヌ記念館でアイヌ文化を学習体験するプログラム	・児童生徒が博物館やアイヌ記念館でアイヌ文化を学習体験するプログラム

4-2 (6) アイヌ自身によるアイヌ文化紹介の小冊子の制作

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
内容	・アイヌの視点からアイヌ文化を紹介する小冊子(情報誌)の制作	(なし)	(なし)	・アイヌの視点からアイヌ文化を紹介する小冊子(情報誌)の制作	・アイヌの視点からアイヌ文化を紹介する小冊子(情報誌)の制作

4-2 (7) 知里幸恵顕彰事業の実施

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
内容			・タペストリー制作 ・北門中学校郷土資料室等を紹介する動画作成 ・命日に「知里幸恵さんを偲ぶ会」	(なし)	・知里幸恵に関する資料やゆかりの地等を紹介するリーフレットの作成

4-2 (8) アイヌ企画展の実施

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
内容				・博物館等におけるアイヌ企画展の開催	(なし)

(2) 地域・産業振興事業

4-3 (2) アイヌ語地名の普及促進

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
内容	・アイヌ語地名表示板の設置 ・アイヌ語表示板紹介講座	・アイヌ語地名表示板の設置 ・アイヌ語地名講座	・アイヌ語地名表示板の設置 ・アイヌ語地名バスツアー ・アイヌ語地名講演会	・アイヌ語地名表示板の設置 ・アイヌ語地名バスツアー ・アイヌ語地名講演会	・アイヌ語地名表示板の設置 ・アイヌ語地名バスツアー ・アイヌ語地名講演会

4-3 (3) 「アイヌ文化ふれあいまつり」の開催

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
内容	・民族音楽、古式舞踊、食文化実演のオンライン配信	・民族音楽、古式舞踊のオンライン配信	・民族音楽、古式舞踊のオンライン配信 ・アイヌ文様木彫講座	・市中心部でのイベントにおける古式舞踊の披露、民族音楽のミニコンサート、文化体験	・市中心部でのイベントにおける古式舞踊の披露、民族音楽のミニコンサート、文化体験

4-3 (4) 「アイヌ文化に親しむ日」の実施

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
内容	・博物館におけるアイヌ文化の体験活動や講演会、ワークショップなど	・博物館におけるアイヌ文化の体験活動や高校生の研究発表など	・博物館におけるアイヌ文化の体験活動や高校生の研究発表など	・博物館におけるアイヌ文化の体験活動や高校生の研究発表など	・博物館におけるアイヌ文化の体験活動や高校生の研究発表など

4-3 (5) 博物館におけるアイヌ文化情報発信

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
内容					・市内のアイヌ文化施設やアイヌ伝説ゆかりの地、アイヌ語地名などを紹介するリ

					ーフレットの製作
--	--	--	--	--	----------

4-3 (6) 観光受入体制の充実

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
内容	・観光モデルコースの開発とパンフレット制作によるPR	・観光モデルコースの開発と発信, アイヌガイド育成のための解説動画制作	・観光モデルコースの開発と発信, アイヌガイド育成のためのツアー造成 ・解説動画の多言語化	(なし)	・観光モデルコーススポットの観光案内看板とwebマップの整備

4-3 (8) 観光イベントにおけるアイヌ文化の発信

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
内容	(イベント中止)	・こたんまつり中止によるアイヌ伝説スポットの映像制作とオンライン配信 ・冬まつり縮小によるアイヌ関連施設の映像制作とオンライン配信	・こたんまつり関連イベントの「こたんラリー」 ・冬まつり会場におけるアイヌ文様を施した看板の設置	・アイヌ文化施設見学促進のためのこたんまつり関連イベント	(なし)

4-3 (10) アイヌ文化施設の整備

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
内容		・アイヌ記念館施設整備補助金	・アイヌ記念館施設整備補助金	・アイヌ記念館施設整備補助金	・旭川市博物館設備整備(吸収式冷温水器分解整備, 冷却塔駆動部品交換)

4-3 (14) 上川アイヌ聖地の観光案内整備

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
内容		・嵐山にある「アイヌ文化の森・伝承のコタン」に観光客を誘導す	・嵐山にある「アイヌ文化の森・伝承のコタン」に観光客を誘導す	・嵐山にある「アイヌ文化の森・伝承のコタン」に観光客を誘導す	・嵐山にある「アイヌ文化の森・伝承のコタン」に観光客を誘導す

		るための看板 や案内の整備	るための看板 や案内の整備	るための看板 や案内の整備	るための web マップの整備
--	--	------------------	------------------	------------------	--------------------

4-3 (15) アイヌ音楽イベントの実施

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
内容				・イランカラプ テ音楽祭の開 催	

(3) コミュニティ活動支援事業

4-4 (1) 生活館の整備

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
内容	市民生活館 ・照明器具修繕 ・駐車場修繕 ・暖房器具取替 ・イス用台車購 入 ・音響設備等の 購入 ・屋上の防水 ・講堂の天井及 び床の改修 近文生活館 ・窓枠修繕	市民生活館 ・照明器具取替 ・床修繕 ・ガス検知器取 替 ・会議室用テー ブル購入 ・水抜栓及び給 水管取替 ・自動ドア駆動 装置交換 近文生活館 ・暖房設備設置 ・屋外フェンス 改修	市民生活館 ・照明器具取替 ・ガス検知器取 替 ・各所水廻り修 繕 ・2階男子トイ レ取替 ・電話機及び電 話台購入 ・AED購入 近文生活館 ・会議用テーブ ル購入 ・AED購入	市民生活館 ・照明器具取替 ・エアコン取付 ・オープンレン ジ取替 ・消火器取替 近文生活館 ・LEDスタン ドライト購入	市民生活館 ・照明器具取替 ・エアコン工事 ・ガス漏れ検知 器取替 ・ガス台取替 ・自動ドア修繕 近文生活館 ・音響設備取替

上川アイヌ略史

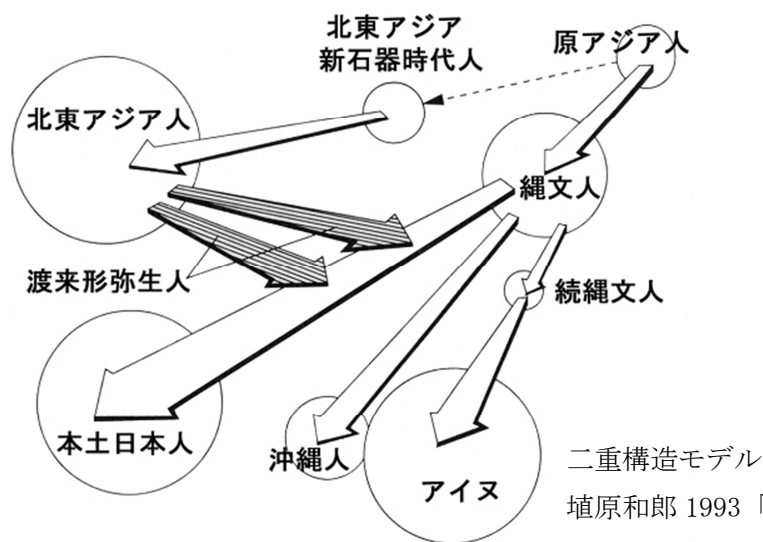
はじめに

この資料は上川アイヌの略史をまとめたものである。上川アイヌの歴史の転換となった事象を主に記述した。

1 上川アイヌの起源

神居古潭より上流の石狩川流域に居住していたことから、ペニ・ウン・クル(川上に住む人)と呼ばれていた上川アイヌは、南北 30 km, 東西 20 km, 面積 440 km²にわたる北海道最大の上川盆地を中心とした地域を生活の拠点としていたと言われている。

アイヌの起源について詳しいことは判っていないが、埴原和郎の日本人の起源に関する研究では、現在日本列島に住む3つの人類集団の成立について下図のように説明している。



現在の考古学では、この図には示されていないオホーツク文化人がアイヌ文化の成立に関与しているという説が有力視され、遺伝人類学では、北方中国人との混血が支持される結果が出たりしているため、モデルの一部は否定されているが、日本列島の人類集団の多層性を認め、弥生時代以降の渡来人が日本列島の人類集団の形成に与えた大きな影響を示したことは、評価されている (<https://ja.wikipedia.org/wiki/二重構造モデル>)。

上川アイヌの起源についても詳しいことは判っていない。しかし明治2年、兵部省(ひょうぶしょう)石狩役所による強引な移住命令に憤った上川アイヌの総乙名(そうおとな)クウチンコロが石狩役所に抗議した際、「今通称石狩土人と

なり居ると雖も上川土人ハ元来沙流（猿留）郡の土人にして、昔し是ニ移住したるもの也」としている（平田 1870）。また昭和 34 年（1959）刊行の『旭川市史 第一巻』では、上川アイヌは「あるいは北見アイヌの系統といい、あるいは十勝アイヌ・日高アイヌの系統ともいう。」と記されている（『旭川市史 第一巻』p159）。これはアイヌの家紋である「イトツパ」の形から判断されたもので、「石狩川筋のアイヌはアシユペノカ（イ）が基調となって小変したもので、これは北見系統であり、また忠別川・辺別川筋のイトツパは×形が基調となっていて、これは十勝方面の系統である」とされている（『旭川市史 第一巻』p160）。また昭和 6 年（1931）の河野廣道「近文アイヌの祖先に関する伝説」（『蝦夷往来 第 3 号』）には川村カツエからの手紙の抜萃として川村家の祖先が網走出身であるとの記述がある。

2 上川の自然環境

以上のように上川には複数のアイヌ集団が存在しているが、これは上川の自然環境が恵まれていたことによる。松浦武四郎は『戊午山川地理取調日誌（ぼごさんせんちりとりしらべにつき） 卷之三』で、周辺地域のアイヌは「飢餓と申し候哉、山越して当所の山え来り糊口し、年並に立直りて帰郷致すもの多かりし」と記している（「新旭川市史 第 1 巻通史 1」p305）。こういったアイヌの一部がそのまま上川に定住していったものと考えられるのだろう。このような恵まれた環境の中で上川アイヌは狩猟・採集・漁労を主な生業としながら交易も行っていった。

3 和人の蝦夷地入植

江戸時代初頭（1604）松前藩が成立すると、早いところでは前期から（留萌・天塩：慶長年間（1596～1614）（留萌市 HP，天塩町 HP），中期には稚内（貞享 2 年（1685））や、根室（元禄年間（1689～1700））（稚内市 HP，根室市のあゆみ）などでも、アイヌとの交易のための「場所」が開設され、和人が入地してくる。「場所」によってはアイヌ自身の稼ぎになる「相对交易」や「自分稼」なども認められていたが、後に場所を仕切る商人が阿部屋のみになると、乙名や小使などの「役土人」を経由した支配が進み、強制的な移住や、場所の帰属替えが行われるようになった。

4 明治政府によるアイヌ政策

明治期になると、開拓政策の中で同化政策が推し進められる。同化政策は従来の狩猟方法の制限（毒矢の禁止，狩猟者数の限定）（明治 9 年（1876）11 月「北海道鹿猟規則」），鮭鱒漁法の制限（明治 9 年（1876）札幌本庁達，明治 11（1879）

年開拓使布達など)、「教化」(農耕の奨励、入れ墨や耳輪の禁止、日本語の使用) (明治4年(1871)10月8日開拓使布達)、そして「保護」という形をとった。その一つに、上川アイヌの石狩川右岸の近文地区への集住及び農耕のための土地・道具の給与(同前)があった。開拓使は生活に困窮するアイヌに対して、このように早い時期から救済策を講じていたが、しかし、移動的生活になじんできたアイヌにとっては官の強い奨励にもかかわらず定着的農業生活に転換することは困難であった。この後もアイヌに対する教化や保護、救済策は進められていくが、三県一局時代になると救済の背後には「アイヌは「野蛮」で「劣等人種」であるから「文明的」で「優等人種」である我々(和人)が「保護」し「救済」する必要がある」という社会進化主義的な考え方が顕著になってきた。

5 給与地事件

また給与予定地を巡っては明治時代から昭和時代にかけて、三度に亘り問題が生じている。

第1次は明治32年(1899)から明治33年(1900)にかけて起こった、大倉組による給与予定地の奪取未遂事件である。この時は和人小作人がアイヌの留住を訴え反対運動を開始した。陳情団の上京運動にまで発展したこの問題は、一応アイヌの勝利となったが、給与が未実施だったため問題が再燃する。

第2次は明治36年(1903)から明治39年(1906)にかけて、浜益出身アイヌ天川恵三郎、近文アイヌ栗山国四郎、道庁が三つ巴となって繰り広げられた。天川は近文の土地を別の土地と換地し、獲得した移転料による衛生・教育面での近代化を目指し、栗山は換地・移転そのものに反対していた。道庁は給与予定地の第七師団編入をもくろみ、旧土人保護法による下付を嫌っていた。給与予定地は最終的に旭川町に貸し付けられ一括管理に置かれることとなった。

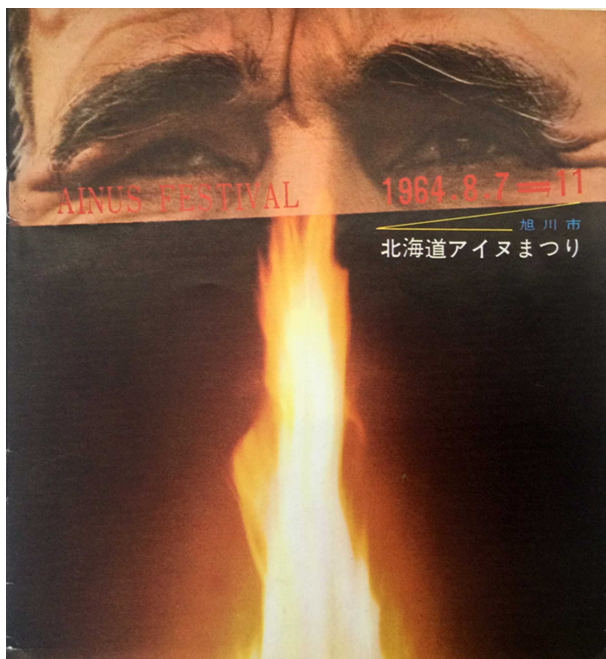
第3次は旭川市への給与予定地貸付期間満期が迫った昭和6年(1931)から昭和9年(1934)にかけて起こった。昭和7年(1932)の期間満了を控えて、近文アイヌは集団による給与予定地140町歩余の下付申請を道庁に提出した。しかし道庁は、現耕作地のみについて所有権付与する考えを持っていたため、近文アイヌは全地の下付をあきらめざるを得なかった。最終的には各戸へ1町歩を下付し、88町歩は近文アイヌの共有財産として「旧土人地管理委員会」の管理下に置く方針となった。この方針は昭和9年(1934)「旭川市旧土人保護地処分法」に明文化され、近文アイヌ各戸は1町歩の地主となり、共有地管理委員会が発足している。

6 近文コタンの産業と伝承のコタン

こうして形成された近文コタンであるが、戦前から観光と民芸品生産が貨幣獲得の手段となっていた。

生産される民芸品の中心は熊の木彫りである。当初は技術が未熟で粗悪なものであったが、羽下修三や加藤顕清の指導により現在のようなものなり、特に松井梅太郎の作品は天皇に献上されるレベルになっていた。

観光面では「アイヌ学校」の見学や、来賓があるときは「熊祭り」が举行されている。また昭和39年(1964)には、「第1回 北海道アイヌまつり」が開催された。五十嵐広三の構想では「『旧土人保護法』的イメージのなかで解体しているアイヌ文化と芸術を、現代に呼びもどし再生させることによって、アイヌのひとびとを、人間の全体性において回復すること」(木戸2019)が目標であった。しかし北海道ウタリ協会は当初この催しを「見世物的」として反対しており、最後まで共催・協賛・後援を行うことはなかった。



北海道アイヌまつり
パンフレット(旭川市)

まつりは「成功」と北海道新聞、北海タイムス旭川版で報道された。来訪者は会期中、延べ10万人とされているが、報道では仙台市「たなばたま祭り」、青森市「ねぶたま祭り」と会期が重なったため、人出は少なかったとされている(北海道新聞 昭和39年8月12日 旭川版)。アイヌからは次回の開催を望む声が強かったが、観客が少なかったことが理由であろうか、第2回が開催されることはなかった。

一方、アイヌ文化の伝承の場として「伝承のコタン」構想が五十嵐広三のなかで出来上がってきた。伝承のコタンについては、当時の「観光アイヌ」批判を踏まえて、観光要素を排した伝承の場としての機能が前面に押し出されることにな

った。昭和 44 年（1969）コタンには最初のポンチセが 1 棟完成し、その後 2 棟のチセと資料館が追加された。また昭和 49 年（1974）から「伝承のコタン」で、クーチンコロ顕彰碑の建設が始まり、翌年 3 月除幕式が行われている。

7 旭川におけるアイヌ民族運動

時期は少し遡るが、1968 年から 1970 年にかけて全国的に広がった「70 年安保闘争」はアイヌの民族運動にも影響を与えた。常磐公園に設置予定であった『風雪の群像』のアイヌ老人のポーズを巡り、民族差別的であるとの主張が旭川在住の作家から出され、彫刻の作者が造形を変えるに至った。また同時期、「旧土人保護法」の廃止運動を旭川市が開始し、全道市長会でこのアピールが決議された。しかし北海道ウタリ協会は総会で「旧土人保護法」廃止に反対する決議をした。これにより「旧土人保護法」については「廃止」から「少なくとも改正が必要」という意見にトーンダウンしている。

『風雪の群像』は造形を変えて常磐公園に設置されたが、昭和 47 年（1972）「東アジア反日武装戦線」の 1 グループ「狼」により爆破されてしまう (<https://ja.wikipedia.org/wiki/風雪の群像・北方文化研究施設爆破事件> <https://ja.wikipedia.org/wiki/東アジア反日武装戦線>)。このグループは同日、北海道大学の北方文化研究施設でも爆破テロを実行している。なお、『風雪の群像』爆破事件に関してはアイヌの関与も疑われ、実際に事情聴取を受けた者もいる。以上のような疑いの目に抗議する形で、近文アイヌの 44 世帯が集会を開き、抗議の決意表明をするとともに、旭川アイヌ協議会が結成された（木戸 2019）。なお 2 年後の昭和 49 年 11 月にはアイヌ協議会の 10 人余りがウタリ協会旭川支部を結成している。

8 アイヌ遺骨返還問題

昭和 50 年代後半から平成時代の末にかけて、アイヌ遺骨返還運動があった。国内外の各大学や博物館等が研究目的で保管していたアイヌの遺骨返還を求めるもので、北海道ウタリ協会（当時）は、遺骨の返還、納骨堂の建立、年一回の慰霊祭開催を北海道大学に申し入れた。昭和 59 年、北海道大学は医学部の敷地内に納骨堂を建設し同年から毎年イチャルパが実施されている。昭和 60 年から平成 13 年にかけては旭川、釧路、帯広、三石、紋別の各支部に計 35 体の遺骨が返還された。また平成 25 年（2013）に返還もれが見つかった、2 体の遺骨（後、1 体が追加発見）と副葬品についても、平成 30 年 6 月 24 日、遺骨と副葬品の返還が完了している (hokudai.ac.jp/pr/johokokai/ainu/post-33.html)。

結語

このように、和人の入植に伴うイッオルの消滅、給与地問題、見世物的な取組への批判、民族運動、アイヌ新法、先住民族の権利に関する国際連合宣言などの大きな転換点を経て、現在の上川アイヌがある。

一方、現在、上川アイヌの民族運動・文化継承を側面的に支えてきた民芸品生産は、バブル崩壊以降、日本全体の景気が後退するなかで衰萎している。文化の消費に対するアンチテーゼとして、アイヌ文化の保存・継承・理解促進と、それを支える地域産業・観光の振興、地域内・地域間の交流促進等に取り組み、全ての人々が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現を目指していくことが求められている。

引用・参考文献

- 旭川市史編集委員会編 1959『旭川市史 第1巻』旭川市役所
- 旭川市史編集会議編 1993『新旭川市史 第6巻史料1』旭川市長
- 旭川市史編集会議編 1994『新旭川市史 第1巻通史1』旭川市長
- 旭川市史編集会議編 2002『新旭川市史 第2巻通史2』旭川市長
- 旭川市史編集会議編 2006『新旭川市史 第3巻通史3』旭川市長
- 上山浩次郎 2019「第5章 旭川市におけるアイヌ文化の動態 ―手工芸に注目して―」
『旭川市におけるアイヌ民族の現状と地域住民』pp. 89-106 北海道大学アイヌ・先住民
研究センター
- 木戸 調 2019「第1章 旭川におけるアイヌ文化継承とアイヌ民族運動の変遷」『旭川市
におけるアイヌ民族の現状と地域住民』pp. 25-41 北海道大学アイヌ・先住民研究セン
ター
- 河野廣道 1931 「近文アイヌの祖先に関する伝説」代田茂樹編『蝦夷往来』第3号 1972
年復刻版 pp. 99-100
- 小内 透 2019「序章 問題意識と調査対象地の概要」『旭川市におけるアイヌ民族の現状
と地域住民』北海道大学アイヌ・先住民研究センターpp. 7-23
- 新藤 慶 2019「旭川市のアイヌ政策と行財政」『旭川市におけるアイヌ民族の現状と地域
住民』北海道大学アイヌ・先住民研究センターpp. 43-60
- 埴原和郎 1993「日本人集団の形成:二重構造モデル」『日本人と日本文化の形成』p. 258-279
- 平田廣利 1870「上川郡惣乙名「クウチンコロ」の話」肥塚貴正 1871『石狩国上川見聞奇
談』(『新旭川市史 第6巻史料1』旭川市長 所収)
- 北海道新聞 昭和39年8月12日 旭川版
- 北海道大学 HP-本学が保管するアイヌ遺骨に関する声明 (2019年11月5日)
(<https://www.hokudai.ac.jp/pr/johokokai/ainu/post-33.html>)
- <https://ja.wikipedia.org/wiki/東アジア反日武装戦線>
- <https://ja.wikipedia.org/wiki/二重構造モデル>
- <https://ja.wikipedia.org/wiki/風雪の群像・北方文化研究施設爆破事件>
- 留萌市 HP-留萌市の歩み (https://www.e-rumoi.jp/shisei/rum_0002.html)
- 天塩町 HP-天塩の歴史・年表 (https://www.teshiotown.hokkaido.jp/?page_id=72)
- 稚内市 HP-稚内のあゆみ (歴史)
(<https://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/gaiyo/ayumi.html>)
- 根室市のあゆみ
(<https://www.city.nemuro.hokkaido.jp/material/files/group/7/40516315.pdf>)

上川アイヌ略年表 * 「新旭川市史 第五巻 年表・索引」より抜粋

長禄1	1457	5.14 コシヤマインの戦い
寛文9	1669	10.22 シャクシャインの戦い
元文年間	1736 ～ 1741	イシカリ13場所が成立。「川上ノ蝦夷」の産物として干鮭・熊皮・狐皮・兔皮が記される。
天明年間	1781 ～1789	天明末～寛政初頭、カムイコウタン（神居古潭）に松前藩主直領場所が置かれる。
寛政1	1789	5.7 クナシリ・メナシの戦い（～13日）。
寛政9	1797	2.23 高橋壮四郎『松前地並東西蝦夷地明細記』にカムイコタン（神居古潭）、チクベツ（忠別）、タナシ（比布町棚瀬山）が記載される。
寛政10	1798	近藤重蔵『蝦夷地絵図』石狩川上流に「擁護之地」を置くことなど、上川地域を拠点とした蝦夷地経営論を説く。
寛政11	1799	幕府、場所請負制度を廃し、アイヌと直接の交易を開始。
文化4	1807	近藤重蔵、蝦夷地踏査。チュクベツ番屋、カムイコタンを通過。
文化6	1809	近藤重蔵『蝦夷地図』作成。
文化13	1816	この年から翌年にかけて疱瘡（天然痘）が流行、アイヌ833人が死亡。
弘化3	1846	8.18 石狩川上流のアイヌ首長ら、イシカリ勤番所へお目見えに訪れる。 8月 松浦武四郎『再航蝦夷日誌』に以下の通り記す。 ・石狩川上流からキツネ・イタチ等の獣皮を多く出荷。 ・松前藩が、上川アイヌが冬から春に食料調達のためマシケ方面に赴くことを禁止した。 ・イシカリの番人がカムイコタン上流のシュツペ（忠別化）番屋に赴いている。
嘉永6	1853	5.28 松前藩、東西蝦夷地勤番役人並びに請負人らに、アイヌとの相対交易を禁ずる旨を改めて達す。
安政2	1855	4月 阿部屋、上川チュクベツプトに番屋1棟、板蔵2棟。番人を派遣してアイヌと交易等を行う。

安政4	1857	3.18 松田市太郎、石狩川水源調査のためチュクベツ番屋を出発。4.10番屋に帰着。4.15番屋を再出発。4.29帰着。 5.19 松浦武四郎、蝦夷地調査のためイシカリ出発。5.25カモイコタン（神居古潭）。5.26チュクベツブト大番屋。上川盆地一帯を調査し、上川アイヌ首長クウチンコロから聞き取りを行う。閏5.22イシカリに帰着。
安政5	1858	3.2 松浦武四郎、蝦夷地調査。チュクベツブト番屋に到着。3.9番屋を出発。周辺を調査。忠別、辺別、美瑛、美馬牛、富良野を経て3.20十勝川河口に至る。9月、箱館奉行所にチュクベツブトを中心とした上川地方の道路開削案を提出する。
明治1	1868	
明治2	1869	8.15 蝦夷地を北海道と改称、神居古潭以北を石狩国上川郡とし、開拓使直轄とする。 この年、兵部省石狩役所、上川アイヌに石狩移住を命じるが、総乙名クウチンコロの抗議により撤回。
明治3	1870	
明治4	1871	10.8 開拓使、アイヌの開墾者に家屋・農具を与えること、死亡者の家を燃やすことの禁止、女子の入墨・男子の耳輪の禁止、日本語を学習することを布達する。
明治5	1872	5.12 高畑利宜、上川地勢調査。忠別太に掘っ立て小屋を建て、以後、90余日に亘って上川郡を調査する。調査後、上川開発の必要性を報告する。
明治6	1873	6.8～6.17 開拓使測量長ワッソン、上川地方測量のための基線を選定するためチウベツ旧番屋付近で宿泊し調査を行う。 10.12 ワッソン、石狩川流域の地形測量のため石狩川を遡りチュウベツブトに到着。26日まで測量する。
明治7年	1874	7.11～8.1 開拓使地質学士兼鉱山師長ライマン地質調査のためカモイコタン（神居古潭）を經由し上川調査。国境を越え十勝川河口に出る。 8.26 ライマン、ケプロンに上川への天皇行幸と避暑宮の建設を提案。
明治8	1875	開拓使、上川郡その他アイヌ居住地での商人による交易を禁じる。
明治9	1876	6.8～7.11 開拓大判官松本十郎、石狩川水源、内陸部調査。 9.24 開拓使、アイヌの毒矢を禁止、猟銃貸与等を布達。 9.30 開拓使、アイヌ男子の耳輪、女子の入墨を改めて禁止する。
明治10	1877	鈴木亀造、上川郡初の定住和人となる。アイヌとの交易は明治5・6年ころから。
明治11	1878	10.20 開拓使、河川の鮭鱒漁は引網漁以外全て禁止、夜間、支流での漁も禁止と布達。 11.4 開拓使、アイヌの取り扱い上、呼称を区分する場合は「旧土人」とすることを決める。
明治12	1879	

明治13	1880	
明治14	1881	
明治15	1882	2.8 開拓使を廃止し、函館、札幌、根室の3県を置く。 2.28 石狩国上川郡が札幌県の管轄となる。 11月 岩村通俊「奠北京於北海道上川議」提出 この年、札幌県勸業課による上川調査が相次ぐ。
明治16	1883	9.3 樺戸集治監、上川を調査（～9.14）。
明治17	1884	8.30 内務省地理局・札幌県勸業課、北海道地図作成のため上川地方、大雪山を調査（～9月まで）。
明治18	1885	8.27 司法大輔岩村通俊上川視察。屯田兵本部長永山武四郎等と近文山に登る。帰路、「奠北京於北海道上川再議」を提出。
明治19	1886	5.19 上川仮新道起工、樺戸集治監囚人を使役する。 8.10 上川郡農作試験所事務所棟落成。
明治20	1887	道庁、石狩国上川郡原野植民地の選定を実施。エタンベツ、ヲサラツペ、ウツベチ、チカブニ、ピップ、アイベツ、シシリ、ウシシベツ、チュッペツ、フシコチュッペツ、ピエ、ヲキナシメム。
明治21	1888	6.15 道庁長官に永山武四郎就任。 この年、屯田兵大尉、道庁技手、陸軍次官、屯田兵本部参謀、参謀本部長など多くの官人が上川を訪れる。
明治22	1889	
明治23	1890	1月 永山兵村起工。 9.20 神居・旭川・永山の3村開村。
明治24	1891	4.15 上川郡チカブニ原野に埼玉県人が入植。アイヌ用地であったため後に別の原野に移動。 5.23 上川アイヌ総代門野モソス、近文原野500町歩の共有地下付願提出。 10月 上川アイヌ総代川村モノクテ、上川アイヌ給与地500町歩下付願提出。 この年、旭川兵村起工、永山兵村に屯田兵入植。
明治25	1892	2.4 神楽村・鷹栖村開村。 この年、旭川兵村に屯田兵入植。 天然痘流行し近文アイヌ3人罹患。うち2人死亡。

明治26	1893	11.28 衆議院に北海道土人保護法案が提出。帝国議会における初のアイヌ保護法案審議（12.15廃案）。 天然痘が流行し近文アイヌ19人が罹患。14人が死亡。
明治27	1894	3.2 道庁、アイヌ居住地は保護地として1戸当たり5町歩以内を官有地第3種で存置することを決める。 4月 川村モノクテが上川アイヌ全体の「頭」であるという。 5.2 道庁、近文原野のうち37筆を上川アイヌ36戸に割り渡す。 7.12 川上コヌサアイヌほか、上川御料地忠別川北地区の貸下げを受ける。 8.1 清国に対して宣戦布告（日清戦争）。
明治28	1895	2.23 衆議院に北海道土人保護法案が提出される（審議未了で廃案）。 9月 新聞が「上川アイヌが下付を受けた49万坪のうち開墾が完成した土地は8万坪で、狩猟・漁労の方に熱心」と報道。
明治29	1896	
明治30	1897	3.30 北海道国有未開地処分法交付。開墾・牧畜・植樹等に供する土地は無償貸付し、成功後に無償付与。4.1施行。 4.25 北海道国有未開地処分法施行規程交付。 11.12 北海道国有未開地競売規程を定める。 川村モノクテ、この頃までに永山村から近文へ移住。
明治31	1898	12.3 政府、衆議院に北海道旧土人保護法案提出。
明治32	1899	3.2 北海道旧土人保護法公布、4.1施行。 アイヌに対する農地の給付・教育等を規定。 12月 近文アイヌ各戸、大倉喜八郎・三浦市太郎らの働き掛けにより名寄原野への換地願を提出（ 第一次近文アイヌ地問題 ）。

<p>明治33</p>	<p>1900</p>	<p>2.5 道庁長官へ「旧土人留住請願書」提出し、近文アイヌの名寄移転阻止を訴える（道庁は却下）。</p> <p>3.5 浜益村のアイヌ天川恵三郎、親族である村山与茂作の招きで近文来訪、以後、近文アイヌ地問題に関与。</p> <p>3.22 札幌地裁、近文アイヌ地移転問題の私印盗用私文書偽造の疑いで、三浦市太郎を被告とする川村モノクテらの告訴を不成立とする。</p> <p>4.4 上川倶楽部幹事青柳鶴治ら佐々木座で「近文土人給与地事件有志政談演説会」を開催、近文アイヌの移転反対を訴える。</p> <p>4.11 「近文土人訴願委員会」総代天川恵三郎・川上コヌサアイヌ、上川有志総代上京委員青柳鶴治・板倉才助、陳情のため旭川を出発。以後、東京で要路を訪問し近文アイヌ移転反対を訴える（～5.8）。</p> <p>4.13 近文アイヌ村山与茂作ほか37人、内務大臣に「北海道旧土人付与地不当処分に対する訴願」を提出。</p> <p>4.16 近文土人留住期成有志会、2条通9丁目に事務所設置。17日佐々木座で第2回「近文土人給与地有志政談演説会」を開催。</p> <p>5.3 内務省北海道課長白仁武、天川恵三郎・青柳鶴治らと面談し、近文アイヌの留住を確約する。</p> <p>5.3 村上ヨモサクほか近文アイヌ200余人、新聞に「土人給与地問題義捐金募集広告」を掲載。6.23までに164人（265円余）が募金。</p> <p>5.4 『北海道毎日新聞』、青柳鶴治ら4上京委員による近文アイヌ留住決定の報告電報を掲載。</p> <p>5.11 近文土人留住期成会、帰郷途中の天川恵三郎と共に札幌大黒座で「土人問題政談演説会」を開催。</p> <p>5.19 川上コヌサ・青柳鶴治、内務省で近文の「旧土人開墾予定地」移転願書却下を公文で確認する。</p> <p>10.19 天川恵三郎、「近文旧土人開墾予定地」を担保に融資を受け、近文アイヌ各戸住宅の建築契約を結ぶ。のち有志が成立せず、建築業者に債務を負う。</p>
<p>明治34</p>	<p>1901</p>	<p>3.31 道庁が旧土人児童教育規定を交付。4.1施行。アイヌ子弟を対象とした民族別教育を実施。</p> <p>9.15 近文アイヌ36人、天川恵三郎を代理人として「旧土人開墾予定地」を担保に、札幌の川田賛平から融資を受ける。</p>
<p>明治35</p>	<p>1902</p>	<p>2.21 栗山国四郎ほか近文アイヌ25人、「旧土人開墾予定地」の移転売却を非とし、天川恵三郎を糾弾する陳情書を北海道旧土人教育界に提出。</p> <p>4.1 第七師団用地・近文アイヌ開墾予定地を含む近文の一部を旭川町に編入。</p> <p>5.5 北海道旧土人教育界、道庁長官より諮問の「近文旧土人予定給与地処分の件」に、北海道旧土人保護法での処分を適当とするも、移住もやむなしと答申。</p>

明治36	1903	<p>5.9 川村モノクテら近文アイヌ40人、天川恵三郎とともに近文に土地（給与予定地）を一部確保しての移転嘆願書を道庁長官に提出するも10月に却下される（第二次近文アイヌ地問題）。</p> <p>この年、神崎四郎、アイヌ細工・民芸土産品販売の神崎商店を開店。</p>
明治37	1904	<p>2.10 ロシアに宣戦布告（日露戦争）。</p> <p>9月 天川恵三郎、「旧土人開墾予定地」を担保とした融資の私的流用の嫌疑で札幌検事局に送致、未決監に収容、翌年5月札幌地裁で予審免訴が確定し出監。</p>
明治38	1905	<p>7.26 旭川町長、上川支庁長に近文アイヌの移転反対と給与（開墾）予定地の町による管理を申請。</p> <p>8.18 旭川町長、「近文旧土人開墾予定地処分」の件で道庁に陳情。以後10.28にかけて3度道庁に出向く。</p> <p>9.5 日露講和条約調印。</p> <p>10.28 旭川町長、道庁に「近文旧土人開墾予定地」の無償貸付・アイヌ各戸に5反歩の無償転貸の申請を協議。以後、近文アイヌ・和人小作人らから、町の管理に反対の運動起こる。</p> <p>10.29 近文アイヌ栗山国四郎ら、旭川町長にアイヌ各戸への所有権付与・貸付地籍見直し等を要求するが謝絶される1.1。</p> <p>10.30 旭川町長、アイヌ保護のためとして30年間の官有地（「近文旧土人開墾予定地」）貸付願を道庁長官へ提出。</p>
明治39	1906	<p>1.6 近文アイヌ23人、アイヌ各戸への無償貸付を1町歩とする条件で、町の「保護」案に同意する。</p> <p>1.12 旭川町長、官有地（「近文旧土人開墾予定地」）貸付の町会議案をアイヌ各戸への無償貸付を1町歩と修正し、道庁長官に再貸付願を提出</p> <p>1月 近文アイヌ、上川土人自治義会を設立し、「旧土地整理仮事務所」を設置する。「近文旧土人開墾予定地」の付与を求め、町の「保護」案に反対する(4.24解散)。</p> <p>3.4 近文アイヌ、「保護」案同意を撤回、自力での「旧土人開墾予定地」確保と経営を模索。</p> <p>4.14 旭川警察署長、旭川町長・上川支庁長との協議により栗山国四郎らを召還、町のアイヌ「保護」案に従うよう説諭。</p> <p>4.18 川村モノクテ・栗山国四郎ら、旭川町長に近文アイヌ「保護」案を受け入れる書面を提出。</p> <p>6.14 道庁、旭川町に「近文旧土人開墾予定地」153町歩余の有償貸付を許可、貸付年限30年・アイヌ各戸に1町歩を無償貸付。</p> <p>6.14 近文アイヌ5人、天川恵三郎の働き掛けで道庁長官を被告に「近文旧土人保護地」の貸付確認訴訟を札幌地裁に提起。</p> <p>10.25函館控訴院で却下、敗訴。</p> <p>7.30 道庁、旭川町に近文官有地(「旧土人保護地」)の小作人への転貸を認可。</p> <p>10.3 道庁長官、旭川町長らの働き掛けで、天川恵三郎に予戒令に基づく予戒命令を執行。</p>

明治40	1907	4.13 札幌地裁、天川恵三郎ら提起の「近文旧土人保護地」に関するアイヌの占有権保持確認の訴訟を却下し結審。 4.15 旭川町、近文アイヌ各戸に「旧土人保護地」各1町歩を無償貸付。 4.29 旭川町、この日までに「近文旧土人保護地」小作人と小作契約結ぶ。 6月 近文アイヌに貸与する庁の和風簡易住宅完成。7.26町長ら近文で「旧土人保護事業の第一完成記念」の写真を撮影。
明治41	1908	4.15 改正北海道国有未開地処分法交付。7.1施行。 6.11 北海道国有未開地処分法施行規則交付。7.1施行。
明治42	1909	3.16 旭川町、旧土人保護規程・旧土人救恤規程を交付、4.1施行。 5月 金成マツ、日本聖公会伝道師として平取村から近文に赴任し、布教開始。
明治43	1910	4月 知里幸恵、日本聖公会近文公義所の金成マツ方に登別から転居。 9.13 旭川町旧土人保護規程に基づき、アイヌ子弟を対象に上川第五尋常小学校を近文5線南2号に開校（のちの豊栄尋常小学校）。
明治44	1911	
明治45 大正1	1912	
大正2	1913	
大正3	1914	8.23 ドイツに宣戦布告（第1次世界大戦に参戦）
大正4	1915	
大正5	1916	
大正6	1917	10.31 近文に旧土人青年同志会（旭川豊栄青年会）発会。 11.23 近文に豊栄土人婦人会が発会。 この年、近文アイヌ石川幸吉らにより楽隊が生まれ、東久邇宮来局時に君が代を演奏、1921年に北鎮音楽隊（吹奏楽）を結成。 この年、「近文旧土人保護地」の一部を大日本木管工業(株)近文工場用地に有償転貸。
大正7	1918	4.29 佐々木長左衛門、豊栄尋常小学校長として赴任。 8月 金田一京助、近文の金成マツを訪問、知里幸恵と会う。
大正8	1919	

大正9	1920	
大正10	1921	8.21 北白川宮来局、近文の「旧土人保護地」・第七師団を訪問。
大正11	1922	4.1 国有財産法施行に伴い、官有地特別処分規則が廃止され、「近文旧土人保護地」の適用法規が北海道国有未開地処分法に変更。
		5.13 知里幸恵、上京し金田一京助宅に寄寓。
		6.7 「近文旧土人保護地」の一部を旭川師範学校用地に移管。
		6月 近文アイヌにより近文アイヌ互助会創立。
		7.13 佐々木長左衛門『アイヌの話』出版。
	9.18 知里幸恵、『アイヌ神謡集』校正終了後体調急変、死去（19歳）。	
大正12	1923	3.1 旭川市旧土人保護規程交付。
		3.31 豊栄尋常小学校を廃校。児童を近文・北門両校に収容（アイヌ子弟の民族別教育の終了）。
		6.28 土人救療規程・土人保導委員会規程交付
		8.10 知里幸恵『アイヌ神謡集』出版。
		9.1 関東大震災発生。
		12.22 旭川市長、道庁長官に「近文旧土人保護地」の無償付与または売払処分を求める（道庁、容認せず）。
		12月 「近文旧土人保護地」の小作人らで組織する旭川市近文官有地借地人組合、道庁長官に賃借地の特別払下請願書を提出、以後、1930.3まで度々陳情。
大正13	1924	
大正14	1925	2.15 金田一京助『アイヌの研究』出版。

大正15 昭和1	1926	<p>4月 川村カ子トアイヌ率いる近文アイヌ測量隊、愛知県と長野県を結ぶ三信鉄道の測量・建設に従事。</p> <p>5.24 十勝岳大爆発</p> <p>6.17 大蔵省札幌税務監督局長、道庁長官に「近文旧土人保護地」は国有未開地と認めず、小作人らへの有償転貸地については国有雑種財産として引継ぎを求める。</p> <p>11月 砂沢市太郎・門野惚太郎（ハウトムテイ）・松井国三郎ら、「近文旧土人保護地」の確保やアイヌ差別解消のため解病社を創立。</p> <p>12.2 白老の森竹竹市、アイヌ差別撤廃運動の観点から「解平運動」への期待を新聞に投稿、掲載される。</p> <p>12.16 解平社の砂沢市太郎、日本農民党北海道同盟理事に就任。</p> <p>この年、松井梅太郎、旭川で初めて木彫り熊を製作。近文で熊彫りが始まる。</p> <p>この年、元豊栄尋常小学校校長佐々木長左衛門、アイヌ工芸品等展示販売の佐々木豊栄堂を近文（旭町1条11丁目）に開店。</p>
昭和2	1927	<p>5.8 アイヌ民族団体の十勝アイヌ旭明社、帯広で創立。</p> <p>8.16 北海道国有未開地処分法施行規則改正交付。</p> <p>12.8 近文アイヌ35人、旭川合同労働組合豊栄支部の発会式を鹿川利助宅で挙行。「近文旧土人保護地」全地の奪還などを決議。</p>
昭和3	1928	<p>10.12 鹿川利助ら近文アイヌ45人、内務大臣に「近文旧土人保護地」の和人小作人への払下げ反対と、樺太など未開地への転地阻止の陳情書を提出。</p>
昭和4	1929	<p>2.11 「近文旧土人保護地」小作人ら、自作農創設速成期成同盟大会を開催。小作地の解放と売り払いを要求。</p> <p>4.1 字名・町名改正により「近文旧土人保護地」区域が字近文から川端町・旭町・北門町・錦町・緑町・近文町の各一部となる。</p> <p>12.9 社会民衆党第4回全国大会、近文のアイヌ地侵略絶対反対を決議。</p>
昭和5	1930	<p>8.18 国有財産調査会実査委員奥平昌恭ら「近文旧土人保護地」調査に来旭。後日、和人小作人転貸地は市への貸付満了後に処分すべきと報告。</p> <p>11.5 北海アイヌ協会（北海道アイヌ協会）、機関紙『蝦夷の光』創刊。</p> <p>12.14 砂沢市太郎ら、札幌時計台でアイヌ保護法問題・差別観念打破の演説会を開催。</p>

昭和6	1931	<p>3月 近文アイヌが大阪方面へ木彫りの講習に出掛ける。この頃から近文で木彫り熊の製作が本格化する。</p> <p>5.7 荒井ケトンヂナイ他近文アイヌ51人、内務大臣・道庁長官に「近文旧土人保護地」の無償付与を要求する請願書提出（第三次近文アイヌ地問題）。</p> <p>8.2 全道アイヌ青年大会、初の全道規模のアイヌ民族会合として札幌で開催。「旧土人保護施設改善」を決議。旭川から砂沢市太郎・川村才登らが参加。</p> <p>8.25 近文アイヌ、旭川市豊栄互助組合（組合長鹿川利助）の設立総会を開催。北海道旧土人保護法改正・現転貸地の無償下付を決議。</p> <p>8.25 近文アイヌ72人、道庁長官に保護地の下付願を提出し、現転貸地各戸1町歩の無償下付と寄留者への新規貸付を要求。</p> <p>11.6 道庁学務部長、拓殖部長へ「近文旧土人保護地処分」につき通牒。貸付期間満了後、和人小作地（有償転貸地）は全道アイヌ保護のために処分すべきとの認識を示す。</p> <p>11.20 松井国三郎『旧土人給与地付与願いに関する陳述』（旭川市豊栄互助組合）発行。</p> <p>12.19 「近文旧土人部落民大会」開催。保護地全地の無償付与と現住戸主への均等配分を決議し、その実行のため荒井源次郎ら5人の代表を選出。</p>
-----	------	--

昭和7	1932	<p>1.11 近文アイヌ40人余、道庁長官に「近文旧土人保護地」全地の北海道国有未開地処分法による土地付与願を提出。同日(財)豊栄互助財団を設立して保護地一括管理・運営を請願。</p> <p>1.19 (財)豊栄互助財団参創立委員会代表松井国三郎、道庁へ「近文旧土人給与地付与願に関する再陳述」を送付。以後、同財団創立委員会は、3.12全道アイヌへの檄文を道庁に送付し、記者発表、3.17演説会などを開催。</p> <p>3.28 「近文旧土人青年大会」開催、(財)豊栄互助財団創立委員会を支持応援することを決議。道庁に声明書送付。</p> <p>4.6 松井国三郎・天川恵三郎、近文アイヌ34人から上京活動の代表に選任される。10日前野与三吉市議らと共に出発。以後、内務省・大蔵省に「近文旧土人保護地」全地の財団設立による一括自主管理を陳情。</p> <p>4.12 松井国三郎・天川恵三郎、東京市技師石原憲治を訪問。「近文旧土人保護地」での近代的農村街建設計画について意見交換。15日再訪。</p> <p>4.17 近文アイヌ各戸への保護地処分は現無償貸付地1町歩のみとする、道庁社会課長見解を新聞が掲載。19日「近文旧土人部落民大会」51人代表と(財)豊栄財団創立委員会、道庁案に反対し、保護地全地の自主管理を要求する声明書を道庁に送付。</p> <p>4.20 「北海タイムス」、近文アイヌ内に「財団派」(豊栄互助財団加入者)と「穏健派」(同未加入者)の対立ありと報道。</p> <p>5.15 近文で「全道旧土人代表者会議」を開催。保護法改廃委員会(委員長荒井源次郎)を設置し、「近文旧土人保護地」の無制限奪還を決議する。26日天川恵三郎・小河原亀五郎・砂沢市太郎の3委員、上京するも成果得られず。</p> <p>5.25 近文アイヌ20人、市に農耕・生計費として「旧土人保護費」の内、積立金の融通を陳情(市、この年現品及び現金補助実施)。</p> <p>6.6 近文アイヌ55人が会合し、荒井源次郎夫妻を上京委員に選出、木下源吾議員と上京決定。</p> <p>6.9 荒井源次郎夫妻上京。砂沢市太郎夫妻・小河原亀五郎と共に、「近文旧土人保護地」全地の無条件下付を求め陳情を提出し、保護地死守の運動に天皇の加護を求める。以後、25日まで内務省・大蔵省・国会等に陳情。</p> <p>8.14 佐々木長左衛門『北海道旭川市近文アイヌ部落概況』出版。</p> <p>9.17 高木ミトサンクルら4人、道庁に「近文旧土人保護地」の1894年被割渡39戸相続人への優先下付を求め陳情書提出。同月に鹿川利助ら15人も、近文保護地のうち現無償転貸地の無償下付と残地の道庁管理を願う陳情書提出。</p> <p>10月 荒井源次郎ら近文アイヌ11人、木彫り熊等を生産販売する近文共同経営組合を設立。</p>
-----	------	---

昭和8	1933	<p>5.3 道庁・内務省・大蔵省の実務者、「近文旧土人保護地」の処分案を協議。新法を制定し、アイヌ各戸への現転貸地を下付、有償転貸地（小作地）の管理を道庁主導の管理委員会とすることを確認。</p> <p>5月 道庁、加藤顕清を講師に熊彫り講習会を札幌で開催。旭川から松井梅太郎・川村カ子とアイヌら参加。</p> <p>5月 荒井源次郎ら近文アイヌ、アイヌ問題研究会を結成。</p> <p>6.1 川村カ子トアイヌ、アイヌ文化資料参考館を開設。この頃、近文に川上コヌサアイヌの参考館・佐々木豊栄堂がアイヌ文化展示施設として所在。</p> <p>この年、近文アイヌ給与地、愛別村イシカリブト殖民地（増設）・パンケアイベツ殖民地（増画）区画測設。</p>
昭和9	1934	<p>2.11 静内の森竹竹市、「近文旧土人保護地」の近文アイヌによる自主管理支援を訴える檄文を配布。</p> <p>2.13 閣議、旭川市旧土人保護地処分法案の帝国議会提出を決定。</p> <p>2.15 政府、旭川市旧土人保護地処分法案を帝国議会に提出。3.3衆議院、3.17貴族院で可決。</p> <p>3.2 喜多章明『北海道アイヌ保護政策史』出版</p> <p>3.24 旭川市旧土人保護地処分法公布。11.1施行。</p> <p>10.1 近文アイヌ50戸、道庁長官に「近文旧土人保護地」のうち共有財産部分（和人小作人転貸地）88町歩余は共同で、単独有財産分（アイヌ各戸転貸地）50町歩余は個別に土地下付願を提出。</p> <p>11.1 道庁長官、内務・大蔵両大臣の認可を受け、旭川市旧土人保護地処分法により、近文アイヌ50戸に「旧土人保護地」を下付。近文で土地交付式を挙行。旭川市旧土人共有財産管理委員会規程制定。道庁長官を会長とする管理委員会が発足。</p> <p>11.6 「近文旧土人保護地」のうち、単独有財産（各戸約1町歩）の権利移転登記開始。1935.8頃までに完了。</p> <p>11.13 荒井源次郎ら近文アイヌ3人、木下源吾市議と共に市に「旧土人救恤基金」の引き渡しを要求。</p> <p>11月 「近文旧土人部落民大会実行委員会」、アイヌ地運動経過報告概述を採択し、佐上道庁長官・木下源吾市議・天川恵三郎らを表彰。</p> <p>12.3 第1回「旭川市旧土人共有財産管理委員会」を開催。アイヌ3委員も参加し、共有地の一部を土地未下付の近文アイヌに貸付けを決議。</p> <p>12.11 旭川市旧土人保護規程・旧土人救恤基金蓄積条例を廃止。</p> <p>12.17 道庁、「近文旧土人保護地」のうち共有財産部分について和人小作人と賃貸契約を結ぶ。</p> <p>12月 道庁、「旭川市旧土人共有財産」から近文アイヌ各戸に現金5円と餅・国旗を給付。</p>

昭和10	1935	<p>1.13 近文でイオマンテの儀式を開催。北海道帝国大学が記録映像を撮影。</p> <p>7.11 「近文旧土人保護地」のうち共有財産部分の登記完了。道庁長官を管理者とする近文アイヌ50戸の共有財産となる。</p> <p>9.24 道庁・同社会事業協会、北海道アイヌ手工芸品展覧会を札幌で開催（～29日）。近文アイヌ松井梅太郎の熊彫刻が最高の名誉賞獲得。</p> <p>11.1 川村カ子トアイヌ・栗山国四郎ら近文で豊栄神社建立の地鎮遷座式執行。</p> <p>11.12 近文アイヌにより豊栄納税組合設立。</p> <p>12.29 川村カ子トアイヌら近文アイヌ53人、旭川アイヌ手工芸品組合を設立。道庁管理共有財産からの貸付金を原資に共同で集荷・販売。</p>
昭和11	1936	<p>2.11 市、アイヌ女性を対象に裁縫・編物講習会を開催。</p> <p>2.26 陸軍皇道派青年将校がクーデター。</p> <p>3.21 市、木彫講習会開催（講師羽下修三）。松井梅太郎ら参加。</p> <p>4.10 小山勇蔵『旭川アイヌの研究』出版（旭川師範学校発行）。</p> <p>12.20 近文でイオマンテの儀式を盛大に開催。</p>
昭和12	1937	<p>4月 道庁の「近文旧土人共有地」小作料引き上げに、和入小作人らが反発。以後、小作調停を申し立て、小作地の売却要求などで争議長期化。</p> <p>7月 道庁、アイヌの住宅改善15カ年計画を立案。本年度実施70戸予定のうち旭川市分5戸。</p> <p>9月 この頃、松井マテアル、近文アイヌ女性による大日本国防婦人会の分会を組織。</p>
昭和13	1938	<p>3月 近文アイヌ、川村カ子トアイヌを会長に町内会（豊栄会）を結成。</p> <p>5月 アイヌ民芸協会が旭川で設立（名誉会長加藤顕清）。</p>
昭和14	1939	
昭和15	1940	<p>12.8 近文でイオマンテの儀式が公開で開催。</p>
昭和16	1941	<p>2.15 道庁、旧土人の教化指導に関する通牒を発し、イオマンテ等アイヌの伝統行事の興行を弊習として事実上禁止。</p> <p>9月 近文の豊栄会婦人部、「近文旧土人共有財産地区」で共同耕作した収穫物を旭川師団へ献納。</p> <p>12.8 日本軍、マレー半島に上陸、ハワイ真珠湾を攻撃。米英に宣戦布告し、太平洋戦争に突入。</p>
昭和17	1942	<p>1.15 西川北洋『天然生活と資源の活用・アイヌ風俗の絵巻』出版。</p> <p>3.20 村上久吉『アイヌ人物伝』出版</p>

昭和18	1943	
昭和19	1944	
昭和20	1945	8.15 日本、無条件降伏。

旭川市のアイヌ施策の進捗状況について

1 数値目標

アイヌ施策推進地域計画における (中間) 目標	R6 目標値	R5 目標値	R5 実績値	R5 達成率 (%)
博物館入館者数	30,300 人	30,000 人	26,769 人	89%
博物館におけるアイヌ文化関連事業の参加者数 (延べ)	6,200 人	5,910 人	3,998 人	68%
生活館におけるアイヌ文化関連講習会の受講者数 (延べ)	1,100 人	1,060 人	784 人	74%
観光入込客数	600 万人	600 万人	473 万人	79%
市民生活館利用者数	29,280 人	28,440 人	13,960 人	49%

2 実施事業の概要, 取組の実施状況

(1) アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

ア 「アイヌ文化の森・伝承のコタン」の管理運営【交付金不使用】

取組概要	博物館分館である「アイヌ文化の森・伝承のコタン」の屋外展示であるチセ3棟や、嵐山公園センター内のアイヌに関する展示資料の保存・管理を行う。
実施状況	—
成果	—
令和6年度の予定	—

イ チセの保存活用【博物館】

取組概要	チセ3棟(附属建物を含む)の定期補修(毎年),大規模改修(5年に1回),建替(15年に1回)を計画的に行い,補修体験を通じて技術の伝承を推進する。チセを活用したアイヌ文化体験ワークショップを実施する。
実施状況	アイヌの人々の伝統的な住居であるチセの補修体験を通じた技術伝承の推進を目的として「アイヌ文化の森・伝承のコタン」にあるチセの補修を行った。 ◇令和2年度 ポンチセ1棟の補修とチセ保存活用ワークショップを実施。 ◇令和3年度 ポロチセ1棟の建替に向けた準備作業として,ポロチセの解体や木材などの調達と乾燥,チセ保存ワークショップを実施。 ◇令和4年度 令和3年度に解体したポロチセの建替とチセ保存ワークショップを実施。 ◇令和5年度 ポンチセ1棟の補修,プー(倉庫)の建替,アシシル(便所)

	の修繕を行ったほか、チセ活用ワークショップを実施した。
成果	チセの計画的な補修や建替を通じて、チセの補修技術などを若い世代に伝え、アイヌ文化の保存及び技術の伝承ができた。また、チセ活用ワークショップの実施により、アイヌ文化の理解促進を図ることができた。
令和6年度の予定	越冬後の破損状況を見ながらチセの補修を行う。 また、チセを活用したアイヌ文化体験ワークショップを行う。

ウ 博物館収蔵アイヌ資料の整備推進【博物館】

取組概要	アイヌ語音声資料のデジタル化に向けた調査研究など必要な環境整備を行う。収蔵資料等のデジタル化・多言語化のために必要な業務の調査検討を行うとともに、アイヌ民族資料のデータベース化を推進する。
実施状況	博物館資料の保存状態を維持し、館内展示や将来的な一般公開・情報提供などに活用するため、令和2年度に、旭川市博物館が所蔵する約50年前に録音されたアイヌ語音声資料のオープンリールテープ287本のデジタルデータ化を実施し、CDとHDDに保存したバックアップデータを整備した。 日常会話を中心にした音声資料と伝えられており、活用・公開にはプライバシーへの配慮が必要とされるため、今後は音声資料の調査研究を行っていく。
成果	再生機器が失われつつあるオープンリールテープ資料の保存性を高め、今後の活用の基礎を築くことができた。
令和6年度の予定	—

エ アイヌ団体による文化伝承活動や自然素材育成活動の促進【未着手】

取組概要	旭川アイヌ協議会や旭川アイヌ協会、旭川チカップニアイヌ民族文化保存会、川村カ子トアイヌ記念館等による、アイヌ文化の保存・伝承を目的とする活動、文化伝承に必要な自然素材を確保しその栽培・育成を図る活動を促進する。
実施状況	—
成果	—
令和6年度の予定	—

(2) アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

ア アイヌ文化関連講座の実施【博物館、福祉保険課】

取組概要	博物館において、アイヌ語、アイヌ文化など多様な講座を開催する。また生活館と連携したアイヌ文化伝承講座を生涯学習フェアにおいて実施する。
実施状況	博物館でアイヌ語講座やアイヌ文様刺繍の講座などを開催した。 【アイヌ語講座】 ◇令和2年度 開催回数：9回 参加人数：123人 ◇令和3年度

	<p>開催回数：5回 参加人数：62人</p> <p>◇令和4年度</p> <p>開催回数：10回 参加人数82人</p> <p>◇令和5年度</p> <p>開催回数：10回 参加人数：93人</p> <p>【刺繍体験講座】</p> <p>◇令和2年度</p> <p>開催回数：1回 参加人数：20人</p> <p>◇令和3年度</p> <p>開催回数：1回 参加人数：11人</p> <p>◇令和4年度</p> <p>開催回数：1回 参加人数：10人</p> <p>◇令和5年度</p> <p>開催回数：2回 参加人数：11人</p> <p>【初心者のためのアイヌ文様刺繍講座】</p> <p>◇令和2年度</p> <p>参加人数：19人</p> <p>◇令和3年度</p> <p>参加人数：16人</p> <p>◇令和4年度</p> <p>参加人数：20人</p> <p>◇令和5年度</p> <p>参加人数：22人</p> <p>※開催回数は各年度2回ずつ</p>
成果	講座や講習会の開催などを通じて、市民が気軽にアイヌ民族の歴史や伝統文化に触れ、理解の促進を図る機会を作り出すことができた。
令和6年度の予定	アイヌ語講座と刺繍講座を開催する。

イ アイヌ文化関連講習会の実施【福祉保険課】

取組概要	生活館において、アイヌ文化に関する講習会を開催する。また展示充実のための作品製作（購入）を行う。
実施状況	<p>アイヌ文化関連講習会として、毎年開催している刺繍講習、木彫講習、アイヌ民芸品展示会のほか、令和2年度は親子アイヌ文化体験（近文地区とアイヌの歴史・文化体験）事業、令和4年度はアイヌ料理講習会を実施した。</p> <p>◇令和2年度</p> <p>開催回数：48回</p> <p>◇令和3年度</p> <p>開催回数：32回</p> <p>◇令和4年度</p> <p>開催回数：47回</p> <p>◇令和5年度</p> <p>開催回数：30回</p>

	<p>また、令和3年度からは文化伝承事業を開催しており、令和3年度はアイヌ舞踊講習会、令和4年度はアイヌ舞踊講習会及びイナウ作り講習会、令和5年度はアイヌ舞踊、イナウ作りに加え、アイヌ舞踊の伝承会を実施した。</p> <p>◇令和3年度 開催回数：10回</p> <p>◇令和4年度 開催回数：36回</p> <p>◇令和5年度 開催回数：39回</p>
成果	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により予定どおりに実施できない講習会もあったが、講習回数の増加や文化伝承事業を行う等、内容の充実を図っており、市民がアイヌ文化を気軽に体験できる機会や、アイヌ文化の担い手を育成する機会を提供することで、アイヌ文化への理解と伝承の促進を図ることができた。</p>
令和6年度の予定	<p>市民生活館において、刺繍（48回）・木彫（8回）・料理（1回）の講習会及びアイヌ民芸品の展示会（2日）を開催する。また展示充実のための作品製作（購入）を行う。</p> <p>また、文化伝承者育成のため、高い技能の習得を目指す、専門性が高い講習会（古式舞踊12回、イナウ作り16回、アイヌ儀式12回）を開催する。</p>

ウ アイヌ民族音楽会の開催【博物館】

取組概要	<p>小・中学校において、旭川チカップニアイヌ民族文化保存会による古式舞踊や民族楽器（ムックル）を披露する音楽会を開催する。</p>
実施状況	<p>市内の小・中学校において、旭川チカップニアイヌ民族文化保存会によるアイヌ古式舞踊やムックル演奏を披露する音楽会を開催した。</p> <p>◇令和2年度 実施校数：7校</p> <p>◇令和3年度 実施校数：7校</p> <p>◇令和4年度 実施校数：10校</p> <p>◇令和5年度 実施校数：10校</p>
成果	<p>児童、生徒のアイヌ文化への理解促進を図ることができた。</p>
令和6年度の予定	<p>市内の小・中学校（年間最大10校）において、旭川チカップニアイヌ民族文化保存会による古式舞踊や楽器演奏（ムックル）を披露する音楽会を開催する。</p>

エ 体験学習に使用できるアイヌ民族資料の製作【博物館】

取組概要	学校等での体験学習に使用できるアイヌ民族資料を製作する。その製作過程を映像に記録して技術伝承や広報活動等に活用する。
実施状況	今後の博物館での体験学習で使用するため、博物館が所蔵するアイヌ民族資料の中から令和2年度は手甲、脚絆、帽子、前掛けを各1点、令和3年度は着物1点、令和4年度は帯1点、はちまき2点、令和5年度は着物1点のレプリカを作成した。
成果	体験学習に使用できるアイヌ民族資料を作成し、その過程を記録することにより、技術の伝承を図ることができた。 また、アイヌ文化ふれあいまつりの体験メニューなどにこれまでに制作したレプリカを活用し、アイヌ文化に触れる機会を作ることができた。
令和6年度の予定	博物館での体験授業（アイヌ学習プログラムなど）や学校等での体験学習などで使用できるアイヌ民族資料（レプリカ）を製作する。

オ アイヌ学習プログラムの推進【博物館】

取組概要	市内小・中学校の児童生徒が博物館やアイヌ記念館を訪問して、アイヌの歴史や文化を学び体験する学習活動を促進する。
実施状況	小・中学校の児童生徒が、バスの送迎付きで、博物館や川村カ子トアイヌ記念館を訪問して、アイヌの歴史や文化を体験する学習活動を促進した。 ◇令和2年度 参加校数：16校 ◇令和3年度 参加校数：19校 ◇令和4年度 参加校数：23校 ◇令和5年度 参加校数：21校
成果	小・中学校の児童生徒がアイヌの歴史や文化を学ぶ学習活動を、博物館やアイヌ記念館において実施することにより、アイヌ民族に対する理解の促進を図ることができた。
令和6年度の予定	年間10校程度を目途に、市内小・中学校の児童生徒が博物館に来館してアイヌの歴史や文化を学び体験する学習活動を支援する。年間15校程度を目途に、市内小・中学校の児童生徒がアイヌ記念館を訪問してアイヌの歴史や文化を学び体験する学習活動を支援する。

カ アイヌ自身によるアイヌ文化紹介の小冊子の制作【文化振興課】

取組概要	アイヌ自身の視点に基づいた、アイヌ文化を紹介する情報誌（フリーペーパー）等を制作する。
実施状況	令和2年度に川村カ子トアイヌ記念館の歴史や収蔵品等を紹介する小冊子を2万部制作した。また、令和5年度に同記念館のリニューアルオープンに伴う利用情報の更新及び収蔵品紹介といった

	内容を掲載し、新たに2万部制作した。
成果	北海道アイヌの中でも独自の歴史を持つ旭川アイヌが、自らの視点からその歴史や文化、伝統を語ることによって、旭川アイヌに対する理解促進を図る上で重要な資料を制作することができた。
令和6年度の予定	アイヌ自身がアイヌ文化を紹介するテーマごとの小冊子（日本語・英語）を制作する。

キ 知里幸恵顕彰事業の実施【文化振興課】

取組概要	令和4年の知里幸恵没後100年を記念し、幸恵の業績を称える取組や、北門中学校にある文学碑、資料室、郷土資料室の内容等を広く紹介するための各種事業を実施する。
実施状況	令和4年の知里幸恵没後100年を記念し、幸恵の業績を称える「知里幸恵を偲ぶ会」の開催や、『アイヌ神謡集』、知里幸恵文学碑等の内容を紹介する動画の作成、アイヌ文化伝承者による知里幸恵を称えるタペストリーの製作といった各種事業を実施した。
成果	没後100年を記念した各種事業を実施することにより、知里幸恵や『アイヌ神謡集』についての理解の促進を図ることができた。
令和6年度の予定	知里幸恵に関する資料やゆかりの地等を紹介するリーフレットを作成する。

ク アイヌ企画展の開催【博物館】

取組概要	博物館等において、アイヌ文化に関する企画展及び関連事業を実施する。
実施状況	企画展「アイヌのゴザ」を開催した。また、期間中にゴザ編みの講座を開催した。
成果	企画展及び講座の開催により、アイヌ文化への理解の促進を図ることができた。
令和6年度の予定	—

(3) 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

ア アイヌ文化情報コーナー「ル・シロシ」の管理運営【交付金不使用】

取組概要	JR旭川駅構内で、アイヌ文化を紹介する情報コーナー「ル・シロシ」を運営する。
実施状況	—
成果	—
令和6年度の予定	—

イ アイヌ語地名の普及促進【博物館】

取組概要	アイヌ語地名表記推進懇談会委員の意見を参考に、毎年度「アイヌ語地名表示板」を設置する。アイヌ語地名表示板の設置箇所等を訪ねるバスツアーを実施する。アイヌ語地名に関する講演会等を開催する。
実施状況	アイヌ語地名表記推進懇談会委員の意見を参考に、「アイヌ語地名表示板」の製作・設置や、アイヌ語地名を紹介する講座、アイヌ

	<p>語地名表示板を巡るバスツアーを実施した。</p> <p>◇令和2年度 「タンネ ムム/永山3号川」の製作, アイヌ語地名表示板紹介講座の開催。</p> <p>◇令和3年度 「ピピ, ピプ/比布川」の製作, アイヌ語地名講座の開催。 令和4年度:「テレク ウシ ナイ/南校川」の製作, アイヌ語地名バスツアー, アイヌ語地名講演会の開催。</p> <p>◇令和5年度 「イシカラ/石狩川」の製作, アイヌ語地名バスツアー, アイヌ語地名講演会の開催。</p>
成果	アイヌ語地名表示板やそれを活用した事業によって, アイヌ語地名の普及促進を図ることができた。
令和6年度の予定	アイヌ語地名表記推進懇談会で設置位置や解説文が検討された箇所に「アイヌ語地名表示板」を設置するとともに, 既存の表示板の保守作業を行う。アイヌ語地名表示板などを巡る, アイヌ語地名バスツアーを実施する。アイヌ語地名に関する講演会を開催する。

ウ 「アイヌ文化ふれあいまつり」の開催【博物館】

取組概要	「食べマルシェ」の時期に合わせ, 市中心部においてアイヌ古式舞踊の披露, アイヌボーカルユニットのミニコンサート, ムックル演奏体験, アイヌ食文化体験, アイヌ伝統工芸展示などを行う。
実施状況	<p>市内中心部で開催される「食べマルシェ旭川」に連動する形で開催する予定だったが, 令和2年度, 令和3年度は「食べマルシェ旭川」が新型コロナウイルスの感染拡大の影響により中止となり, 令和4年度は開催されたもののステージイベントは自粛となったため, 令和2年度から4年度までアイヌ古式舞踊などや食文化を紹介する動画を撮影しオンラインでの公開を主として行った。</p> <p>令和5年度は, 「食べマルシェ旭川」の開催時期に合わせて, 9月16日から18日までの3日間「アイヌ文化ふれあいまつり」を開催した。</p> <p>◇令和2年度 アイヌ古式舞踊動画, 食文化紹介動画。</p> <p>◇令和3年度 アイヌ古式舞踊動画, 博物館内でアイヌ工芸品の特別展示。</p> <p>◇令和4年度 ムックル演奏動画, アイヌ口承文芸動画, 木彫講座の開催。</p> <p>◇令和5年度 アイヌ古式舞踊の公演, 伝統工芸品の展示, アイヌ文様ししゅう体験, アイヌの着物試着体験, アイヌの伝統のお茶の試飲体験。</p>
成果	市民や観光客にアイヌ文化に触れる機会を提供することができた。
令和6年度の予定	「食べマルシェ」の時期に市の中心部において, 古式舞踊等の披

	露や民族音楽のミニコンサート, 工芸品作成体験などのイベントを実施する。
--	--------------------------------------

エ 「アイヌ文化に親しむ日」の実施【博物館】

取組概要	11月3日の文化の日に合わせて博物館の常設展示室を無料開放し, それと共にミニブースを作ってアイヌ文化体験などを行う。
実施状況	文化の日に, 博物館でアイヌ文化の体験活動や講演会, ワークショップ等を実施した。 ◇令和2年度 参加人数: 1,243人 ◇令和3年度 参加人数: 1,359人 ◇令和4年度 参加人数: 790人 ◇令和5年度 参加人数: 843人
成果	市民や観光客にアイヌ文化に触れる機会を提供することができた。
令和6年度の予定	文化の日に, 博物館でミニブースを設置してアイヌ文化の体験活動や, 講演会, 地元高校の郷土部のワークショップなどを行う。

オ 博物館におけるアイヌ文化情報発信【博物館】

取組概要	市内のアイヌ文化施設やアイヌ伝説ゆかりの地, アイヌ語地名などを紹介するパンフレットを制作する。インバウンド対応として, パンフレット等は多言語化(英語, 韓国語, 繁体字, 簡体字など)を図る。併せて博物館アイヌ資料のガイドブック(英語版を含む)を作成する。
実施状況	—
成果	—
令和6年度の予定	市内のアイヌ文化施設やアイヌ伝説ゆかりの地, アイヌ地名などを紹介するリーフレットを製作する。

カ 観光受入体制の充実【観光課】

取組概要	アイヌ文化関連スポットを外国人観光客等に紹介するための観光モデルコースを開発し, これを基にパンフレット等(多言語対応)を制作する。また観光モデルコースをベースに観光ガイド育成のための研修会, モニターツアー等を実施する。
実施状況	令和2年度に観光モデルコースとして「めぐる ふれる カムイを感じる(教育旅行)」、「レラ・ル(サイクリングコース)」、「ホクッパ(ランニングコース)」を開発し, パンフレットやデジタルマップを作成。アイヌ文化と産業を学ぶ課題研究型モデルコースを選定した他, 北海道内のスポーツ関連施設等にパンフレット設置を行い, コロナ禍において, 屋外アクティビティとしてサイクリングや

	<p>ランニングを通して、アイヌ文化等に気軽に触れることのできる新しい形を創造した。</p> <p>前年度の取り組みを踏まえ、令和3年度は、「スポーツ×文化」を楽しく体験できる「アプカシ・ロゲイニング」を実施。アフターコロナを見据えたイベント型の取り組みとして、サイクリング・ランニング・ウォーキングでの参加とし、地方都市の課題でもある公共交通機関（バス）の利用も取り入れた形で行った。また、イベント実施後の参加者のフィードバックを基に「アプカシ・ロゲイニングマップ」の作成も行い、本市を訪れる観光客が旅の楽しみ方の一つに「アプカシ・ロゲイニング」を選択できるものとした。更にアイヌ文化ガイド育成に寄与するアイヌ文化関連スポット解説動画を作成した。</p> <p>令和4年度は、旭山動物園にいる北方動物や旭山公園に生息する野草等を中心に東旭川エリアのアイヌ文化関連情報等を発信するためのWEBマップを作成した。また、インバウンド需要の回復・ATWSを見据え、前年度に作成したアイヌ文化ガイド育成動画の翻訳作業を行い、外国人観光客の受入体制を整え、地元の高校生を対象にアイヌ文化ガイド育成を目的としたモニターツアーを実施した。</p>
<p>成果</p>	<p>令和2年度の観光モデルコース開発におけるパンフレット作成実績としては、「めぐる ふれる カムイを感じる 300部」、「レラル・ル、ホユッパ 各1,000部」であり、札幌市と旭川市のスポーツ関連施設約43カ所に「レラル・ル」、「ホユッパ」のパンフレットを設置。「めぐる ふれる カムイを感じる」に関しては、「月刊教育旅行2月号」に掲載し、全国に向けて本市の情報発信を行った。また、サイクリングコース掲載サイトである「たびりん、自転車大好きマップ、Enjoy Spo 令和 ts Bicycle」の3媒体を通じて、「レラル」の情報発信を行い、本市の取り組み内容の周知を図った。新型コロナウイルスによる市場変化に対応した新規のモデルコース等の作成により、今後の「スポーツ×文化」の需要拡大に期待できる。</p> <p>令和3年度に開催した「アプカシ・ロゲイニング」はアフターコロナを見据えたイベントとして開催。新型コロナウイルスの影響を考慮して参加者数を絞り、28名が参加した。アンケート調査の中でイベント満足度について質問したところ、イベント自体の満足度が高く28人中27人（1人未回答）がアプカシ・ロゲイニングのような「歴史・文化」と「スポーツ」の組み合わせについて「面白いので取り組むべき」と回答があった。アフターコロナに向けてイベント需要の高さを実感すると共に継続的なイベント展開が期待できる。アイヌ文化ガイド育成動画に関しては「4本」作成し、WEB上で発信することで、アイヌ文化における理解促進に繋がった。</p> <p>令和4年度は、東旭川エリアのアイヌ文化関連情報を発信するためのWEBマップを作成し、本市の公式ホームページ等で周知を図り、身近にあるアイヌ文化への理解を深めた。アイヌ文化ガイド育成動画に関しては、インバウンド向けに「英語：5本、繁体字：5</p>

	本」の翻訳作業を行った。インバウンド需要の回復とATWSを見据えた事業展開を図ることができた。また、アイヌ文化ガイド育成動画を活用し、ガイド育成を目的としたモニターツアーを実施。16名の高校生が参加し、地元のガイド育成に寄与した。
令和6年度の予定	令和2年度に制作したアイヌ文化観光モデルコースのスポットであり、アイヌ伝説の地である神居古潭の観光案内看板の建替えを行い、外国人観光客等が神居古潭周辺を散策しやすくなるようにする。 また、神居古潭Webマップを制作することで、より広く神居古潭の魅力及びアイヌ文化の発信を行う。

キ 観光プロモーションにおけるアイヌ文化の発信【未着手】

取組概要	アイヌ文様や木彫熊などをモチーフとしたPRグッズを開発する。
実施状況	—
成果	—
令和6年度の予定	—

ク 観光イベントにおけるアイヌ文化の発信【観光課】

取組概要	アイヌの聖地である神居古潭で開催される「こたんまつり」の期間において、アイヌ文化関連の観光プロモーション事業を行う。
実施状況	令和3年度に開催予定であった「こたんまつり」、「旭川冬まつり」が新型コロナウイルスの影響により中止となったため、代替え事業である「アイヌ伝説が残るスポットに関する映像制作」、「冬期間見学可能なアイヌ文化関連屋内施設の映像制作」を行った。 令和4年度も「こたんまつり」は中止となり、代替え事業として「こたんラリー」を開催。（市内のアイヌ文化関連施設等をめぐるスタンプラリー）「旭川冬まつり」は規模縮小により代替え事業として、冬まつり会場にアイヌ文様がデザインされた看板を設置した。 令和5年度は「こたんまつり」期間中に市内のアイヌ関連スポットを巡ってクイズに答え、商品の抽選に応募することができる「スマホde謎解きアイヌラリー」を実施した。
成果	令和3年度、「アイヌ伝説が残るスポットに関する映像制作2本」、「冬期間見学可能なアイヌ文化関連屋内施設の映像制作2本」を行い、こたんまつり開催場所である神居古潭や閑散期である冬期間に利用可能な旭川市博物館等の施設についてWeb上で発信することができ、アイヌ文化への理解を促進した。 令和4年度開催の「こたんラリー」では、アイヌ文化関連施設5スポットを取り入れたスタンプラリーを実施し、プレゼント応募件数「124件」、アイヌ文化関連施設5スポット訪問者合計「201人」、東京都や神奈川県等の市外の方も参加され、アイヌ文化に関連する理解を促進した。また、旭川冬まつり会場に「5つ」のアイヌ文様入りの看板を設置し、アイヌ文化を身近に感じることができる空間

	を創出した。 令和5年度に開催した「スマホd e 謎解きアイヌラリー」では、アイヌ文化関連施設13箇所を巡るクイズラリーを実施し、Webページアクセス数「2,916PV」、ユーザー数「882人」、プレゼント応募者数「85人」を記録した。
令和6年度の予定	—

ケ アイヌブランド商品の開発【未着手】

取組概要	有名デザイナー（高級ブランド）とコラボレーションし、試作品の製作等を推進する。
実施状況	—
成果	—
令和6年度の予定	—

コ アイヌ文化施設の整備【文化振興課】

取組概要	川村カ子トアイヌ記念館のコンテンツ拡充など機能の充実にに対し、必要な支援を行う。
実施状況	川村カ子トアイヌ記念館の機能充実のため、令和2年度の「新館」基本構想（展示等）作成、令和3年度の基本設計・実施設計作成、令和4年度の新館建設、令和5年度の外構工事に対し、補助金を交付した。
成果	川村カ子トアイヌ記念館を、旭川市アイヌ施策推進地域計画の目標である「アイヌ文化を生かすまちづくり」の拠点施設としての機能を発揮する施設とすることを目指し、同館が実施する新館の建設を支援することにより、令和5年度に新館を開設することができた。
令和6年度の予定	常設展示でアイヌ文化・歴史を紹介している旭川市博物館の冷房設備の改修（吸収式冷温水器分解整備、冷却塔駆動部品交換）を行う。

サ アイヌ記念館の特別開館【未着手】

取組概要	観光客増が見込まれる夏期において、アイヌ記念館において夜間開館や外国人向け文化体験プログラムなどのサービスを実施する。
実施状況	—
成果	—
令和6年度の予定	—

シ アイヌ文化ガイドの人材育成【未着手】

取組概要	アイヌ文化を解説・説明できる人材を育成するため、アイヌ記念館において働きながら学ぶ職場研修を実施する。
実施状況	—
成果	—
令和6年度の予定	—

ス 市中心部におけるアイヌ文化の発信【未着手】

取組概要	駅や中心市街地において、アイヌ文化をモチーフとする、モニュメントの設置、冬期間における街あかりイルミネーションの設置、案内サインへのアイヌ語やアイヌ文様の表記などの取組を行う。
実施状況	—
成果	—
令和6年度の予定	—

セ 上川アイヌ聖地の観光案内整備【観光課】

取組概要	上川アイヌの聖地であるチノミシリ（嵐山）にある「アイヌ文化の森・伝承のコタン」について、観光客を分かりやすく誘導するための看板や案内の整備を行う。
実施状況	<p>令和3年度、国道沿いに日本遺産でもある「アイヌ文化の森 伝承のコタン」への観光誘導を目的とした看板を設置。また、アイヌ文化の森 伝承のコタンを中心とした上川アイヌ聖地一帯の観光Webマップを作成した。</p> <p>令和4年度、インバウンド回復を見込んで、前年度に作成したWebマップの翻訳作業を行い、多言語化したWebマップの二次元コード化したものを看板デザインに落とし込み、観光看板を設置。また、上川アイヌ聖地に関連した動画の翻訳作業を行った。</p> <p>令和5年度、アイヌ文化の森・伝承のコタンへ誘導する観光看板の制作・設置を行った。</p>
成果	<p>令和3年度に設置した「アイヌ文化の森 伝承のコタン」看板（1基）により観光客の誘導（国道から）を行うことができた。また、WEBマップの作成により上川アイヌ聖地一帯の情報を一元化し、WEB上で発信することで、地域一帯のブランド価値を高め、認知度の向上を図ることができた。</p> <p>令和4年度は、バス停から離れている「アイヌ文化の森 伝承のコタン」の誘導を目的とした「日本語・英語・中文（簡体字・繁体字）、韓国語」に対応した二次元コード付の観光看板を1基設置し、今後のインバウンド需要に対応することができた。また、ATWSを見据え、上川アイヌ聖地に関連した動画の翻訳を「4本」行った。</p> <p>令和5年度は、旭岡1丁目（アイヌ文化の森・伝承のコタン）資料館・北邦野草園に繋がる橋梁付近に「北の嵐山」・「アイヌ文化の森 伝承のコタン」・「旭川市北邦野草園」からなるアイヌ文化の森・伝承のコタンへ観光客を誘導するための看板の制作・設置を行った。</p>
令和6年度の予定	上川アイヌの聖地であるチノミシリ（嵐山）にある「アイヌ文化の森・伝承のコタン」周辺に、観光客を分かりやすく誘導するため、令和3年度に制作したwebマップの整備を行う。

ソ アイヌ音楽イベントの開催【文化振興課】

取組概要	世界的にも注目されているアイヌ音楽の魅力を発信するためのイベントを実施する。
実施状況	これまでに道内各地で開催されている「イランカラプテ音楽祭」を旭川市で開催し、381名が来場した。アイヌ文化関連ステージでは、旭川及び旭川ゆかりのアイヌの音楽家たちが参加する内容とした。
成果	旭川市及びその周辺地域におけるアイヌ文化への一層の理解の促進を図ることができた。
令和6年度の予定	—

(4) 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

ア 生活館の整備【福祉保険課】

取組概要	老朽化している市民生活館・近文生活館の設備等の整備を計画的に実施する。
実施状況	建物の長寿命化を図るため、令和2年度には市民生活館の屋上防水改修を行った。建物以外では、暖房器具取替等（令和2年度）、床貼り替え修繕等（令和3年度）、ガス検知器取替、水廻り修繕等（令和4年度）を実施しており、令和3年度以降は毎年計画的に屋内照明器具の取替（LED化）を行っているところである。そのほか、音響設備等の購入（令和2年度）、会議用テーブルの購入（令和3・4年度）、AED購入（令和4年度）等、設備の整備も進めている。
成果	市民生活館及び近文生活館の老朽化対応のため、必要な設備について整備を実施することができた。
令和6年度の予定	市民生活館において屋内照明器具取替、エアコン工事、ガス漏れ検知器取替、ガス台取替、自動ドア修繕を行う。近文生活館において音響設備取替を行う。

アイヌ文化ウレシカ基金

アイヌ民族が培ってきた歴史や文化の次世代への伝承を支援

「ウレシカ」とはアイヌ語で互いに育てるという意味であり、基金を活用し、アイヌの方々が主体的に取り組む様々な活動の支援に活用しています。

具体的には、チノミシリ・カムイノミや銀のしずく降る日といった文化伝承活動や、アイヌのデザインを活用した商品開発の支援を想定しています。

アイヌ文化への理解・関心を高めたい

アイヌ文化を多くの方に知ってもらうための情報発信を行うとともに、教育の中でアイヌの歴史や文化を学ぶ機会を増やし、理解と関心を高める取組を進めます。また、アイヌ語案内看板や文化を紹介する動画といったアイヌ文化のコンテンツを開発することで、観光客の誘致を進めます。

アイヌの伝統文化を次世代に継承していきたい

旭川のアイヌ民族は、幾多の困難に直面しながらも、自然を尊び、誇りを持ち、伝統文化を幾代にわたり伝承してきました。伝承者の高齢化が進む中、後継者不足に直面していることから、伝統文化を次代に継承する取組を支援します。

アイヌ文化伝承に必要な自然素材の確保を進めていきたい

アイヌ伝統工芸や文化伝承に必要な自然素材、例えば、チタラペ（ゴザ）製作のための原料であるガマ（多年草）は、都市化が進むことによって自然環境が変わり、現在市内において入手が困難となっております。文化伝承にあたり、自然素材の確保が負担となっていることから、安定的な確保や地域において栽培育成の調査研究に向けた取組を支援します。

寄附金の使い道

寄附金は、アイヌの方々が主体的に取り組む文化伝承活動やアイヌのデザインを活用した商品開発、伝統文化を時代に継承する等といったアイヌ文化を生かしたまちづくりを進める活動の支援に活用します。

■これまでの主な活用実績

○令和4年度

- カムイの杜公園チセ等の解体撤去（766千円）
- 知里幸恵を偲ぶ会カムイノミ実施（182千円）

○令和5年度

- 砂澤ビッキ作トーテムポールの再現を通じたアイヌ文化伝承支援（2,580千円）
- カムイの杜公園チセ等解体残渣のアイヌ文化伝承活動に伴う撤去（626千円）
- 知里幸恵の生涯及び『アイヌ神謡集』等に関する対談記録等作成（216千円）



今後のスケジュール（案）について

令和6年7月下旬	第2回アイヌ施策推進検討会 ※令和7～11年度旭川市アイヌ施策推進地域計画案について
令和6年10月	第3回アイヌ施策推進検討会 ※令和7～11年度旭川市アイヌ施策推進地域計画の提出について
令和7年度以降	各年度1～2回の検討会を開催 ※各年度の事業の進捗状況の報告 ※令和7～11年度旭川市アイヌ施策推進地域計画の変更について